

**「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ【案】」  
に対する意見及び考え方**

- 意見募集期間：令和3年12月23日(木)から令和4年1月21日(金)まで
- 意見提出数：23件（法人・団体:16件、個人:7件）
- 意見提出者：以下のとおり

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	株式会社エネギア・コミュニケーションズ	10	株式会社NTTドコモ
2	楽天モバイル株式会社	11	株式会社オプテージ
3	アルテリア・ネットワークス株式会社	12	ソフトバンク株式会社
4	一般社団法人全国消費者団体連絡会	13	KDDI株式会社
5	JCOM株式会社	14	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
6	日本電信電話株式会社	15	株式会社テレビ東京
7	西日本電信電話株式会社	16	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
8	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	17	個人(7件)
9	東日本電信電話株式会社		

## ■第1章 制度改正の基本的な考え方

	意見	考え方	案の修正の有無
<b>(ブロードバンドサービスの「基礎的電気通信役務」化)</b>			
1	<p>ブロードバンドサービスは、Society5.0 時代や with/after コロナの時代において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等、国民生活を営むにあたって不可欠なものとなっていくものと認識しており、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向けて、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。</p> <p>また、ブロードバンドサービスの維持等の方策について、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者にサービス提供の責務を課すのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担う制度とすることで、国民全体の負担額が抑制される整理となったことに賛同します。</p> <p>今後、制度の詳細の議論を進めるにあたっては、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p>上記の議論を踏まえ、NTT 東西は、政府のデジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等に貢献するべく、FTTH サービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担うことに加え、他事業者も含め FTTH サービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持の担い手として、積極的に取り組んでいく考えであり、持株会社としても、そうした取り組みの支援をしていく考えです。</p> <p>最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体(電気・水道・交通等)の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見は、今後の詳細検討や中長期的な検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>必要があると考えます。その際、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G等の無線技術はもちろん、衛星コンステレーション等の新しい技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。</p> <p><b>【日本電信電話株式会社】</b></p>		
2	<p>ブロードバンドサービスは、Society5.0時代やwith/afterコロナの時代において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等、国民生活を営むにあたって不可欠なものとなっていくものと認識しており、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向けて、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。</p> <p>また、ブロードバンドサービスの維持等の方策について、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者にサービス提供の責務を課すのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担う制度とすることで、国民全体の負担額が抑制される整理となったことに賛同します。</p> <p>今後、制度の詳細の議論を進めるにあたっては、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p>上記の議論を踏まえ、当社は、FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えです。さらには、こうした基盤を活かしたサービス、ソリューションの提供を通じて、政府のデジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等に貢献してまいります。</p> <p>最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体(電気・水道・交通等)の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。その際、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G等の無線技術はもちろん、衛星コンステレーション等の新しい技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。</p> <p><b>【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見は、今後の詳細検討や中長期的な検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
3	<p>ブロードバンドサービスは、Society5.0時代やwith/afterコロナの時代において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等、国民生活を営むにあたって不可欠なものとなっていくものと認識しており、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向けて、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見は、今後の詳細検討や中長期的な検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>・また、ブロードバンドサービスの維持等の方策について、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者にサービス提供の責務を課すのではなく、適切に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担う制度とすることで、国民全体の負担額が抑制される整理となったことに賛同します。</p> <p>・今後、制度の詳細の議論を進めるにあたっては、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p>・また、制度運用開始にあたり、制度の趣旨・目的や国民全体の負担額等について、事業者はもとより国からの、国民・利用者に対する丁寧な周知・説明が必要になると考えます。</p> <p>・最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体（電気・水道・交通等）の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。その際、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、新しい技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。</p> <p><b>【株式会社 NTT ドコモ】</b></p>		
4	<p>本最終取りまとめ案について基本的に賛同致します。地域、特に過疎化が進むエリアにおいては、他のインフラ設備も不十分且つ未整備なものが多く、都会生活者より不便な生活を強いられております。コロナ禍で地方への移住が俄に注目されておりますが、その際ブロードバンドの整備は、ほぼ前提条件と言って過言ではないと思います。また今後 DX、デジタル田園都市国家構想を進める上でも不可欠です。この施策によって情報格差が少しでもなくなることに期待致します。</p> <p><b>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</b></p>	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
5	<p>社会のデジタル化が急速に進む中、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」（以下：研究会）がブロードバンド（BB）サービスを基礎的電気通信役務と位置づけた点を評価します。そのうえで、不採算地域におけるBBサービスの安定提供と未整備地域の解消を目的とした交付金の創設は、国民経済にとって合理性がある政策と考えます。</p> <p><b>【株式会社テレビ東京】</b></p>	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
6	<p>・ブロードバンドサービスは、Society5.0 時代や with/after コロナの時代において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等、国民生活を営むにあたって不可欠なものとなっていくものと認識しており、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向けて、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見は、今後の詳細検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>・また、ブロードバンドサービスの提供条件は、既に市場競争によって決定されていることから、事業者への規律を必要最小限とするとの考え方に賛同します。</p> <p>・なお、今後、制度の詳細の議論を進めるにあたっては、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>		
7	<p>・ブロードバンドサービスの「基礎的電気通信役務化」を行う上で、不採算地域における「維持」等のための交付金制度とすることは、これまで民間主導の活発な設備競争により整備が進められてきたブロードバンドサービスの公正競争の確保の観点から適当であると考えます。</p> <p>・他方で、最低限必要なサービスレベルを維持するための費用として、交付金の負担を強いられる国民のコンセンサスを得られるように「コストミニマム」であることが重要であり、具体的負担金額を早期に示した上で、制度改正の検討を進めることが重要と考えます。</p> <p>・またブロードバンドサービス提供事業者は全国規模のNTT東西殿の他にも大小様々な事業者が存在し、競争が行われているところ、本報告書では、その競争に影響を及ぼす可能性があると考えられる「ラストリゾート事業者の在り方」や「支援額算定の具体的な考え方」等の重要な項目の詳細内容は引き続き検討とされており、これら重要な項目の在り方によっては、特にNTT東西殿に比して規模の小さな事業者の経営に大きな影響を及ぼすこと等、公正な設備競争に歪みが生じるおそれがあると考えます。ひいてはブロードバンド基盤について国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するといった本来の目的達成を阻害する懸念につながることから、今後の詳細検討においては、競争環境への影響に留意いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見は、今後の詳細検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
8	<p>テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を原則として日本全国どこでも利用可能にすることを目指し、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度を創設することに賛同します。</p> <p>しかしながら、最終取りまとめ【案】では、交付金額の総額、支援対象となる事業者の条件や支援する費用の算定方法、支援を想定する事業者数、利用者に転嫁される場合の料金の想定など、定量的なデータが示されていないため、制度設計が妥当であるか判断するための材料が十分でないと考えます。</p> <p>このため、<u>上記の情報を早急に公表し、透明性を確保した上で審議を行うとともに、地域の中小事業者の実態を丁寧に把握した上で、制度設計を進めることを要望します。</u></p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見は、今後の詳細検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
<b>(基礎的電気通信役務として位置付けるブロードバンドサービス)</b>			

9	<p>卸元事業者において、エンドユーザ向け役務も提供している場合に、エンドユーザ向け役務の規律が課されるときは、エンドユーザへの適切な役務提供が確保されることから、卸役務への規律は対象外とする今回の整理に賛同します。</p> <p>【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>	無
10	<p>卸先事業者が提供するサービスを基礎的電気通信役務から除外することについて、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するという交付金制度の目的からは理解できませんが、一方で、公正な市場競争環境促進および利用者への安定的なサービス提供・品質確保の観点から、卸先事業者についても基礎的電気通信役務の提供事業者に位置付け、同様に規律を課すことが必要かと考えます。</p> <p>【株式会社エネルギア・コミュニケーションズ】</p>	<p>今般の交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることに加え、卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されると考えられることから、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当であると考えます。</p>	無
11	<p>卸先事業者(コラボ光等)が提供するサービスを基礎的電気通信役務から除外することについては、制度の趣旨に照らし理解できる部分もありますが、同一地域で規律の対象となる事業者とならない事業者が存在することになるため、競争条件に不当な違いが生じないよう、留意が必要と考えます。この点総務省殿においては、今後も市場状況を注視いただき、公正な競争環境に歪みが生じている場合、制度変更も含め速やかに検討いただくことを要望いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>今般の交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることに加え、卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されると考えられることから、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当であると考えます。</p>	無
12	<p>今般の最終取りまとめ【案】において、基礎的電気通信役務の第2号役務としてブロードバンドサービスを位置付け、そのうえで、有線ブロードバンドサービスのFTTHとHFC方式のCATVインターネットを指定することを適当とし、一方で携帯(電話・ブロードバンド)については基礎的電気通信役務の対象外とされています。</p> <p>しかし、今や携帯ブロードバンドも基礎的電気通信役務の定義とされる、「国民生活に不可欠であり日本全国あまねく提供されるべきサービス」であり、現行の有線ブロードバンドよりもエリアカバー率が高いことなどから、携帯ブロードバンドが基礎的電気通信役務に指定されていないことに違和感がございます。</p> <p>固定電話の例からも、基礎的電気通信役務への指定が、交付金補填対象とは必ずしも同義ではないこともふまえて、携帯ブロードバンドについても有線ブロードバンドと同様に基礎的電気通信役務に含めた上で、交付金補填対象としては全国への普及が事業者間競争により十分賄えていることから除外するという形が合理的と考えます。</p> <p>【JCOM株式会社】</p>	<p>携帯ブロードバンドについては、①少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること②新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されることから、今般の制度改正においては、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当であると考えます。</p>	無
13	<p>技術中立性の観点から、有線・無線に関わらずコストミニマムとなる最適な手段を選択することが国民負担を軽減する上で重要と考えることから、将来的には、携帯ブロードバンドサービスについても基礎的電気通信役務として位置づけることを視野に入れ引き続き検討いただくことを要望いたします。</p>	<p>携帯ブロードバンドについては、①少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること、②新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた</p>	無

	【株式会社オプテージ】	自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されることから、今般の制度改正においては、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当であると考えます。	
14	<p>「FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式」との記載は、広義に捉えると「インターネット接続サービス」等の他の電気通信役務も含むように読み、今般の制度改正において基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けるべき範囲と異なる解釈をされるおそれがあります。したがって、電気通信事業報告規則第7条第2項※に定義されている電気通信役務に照らし、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 FTTHアクセスサービス及びCATVアクセスサービスのうちのHFC方式とすることが適当である。</p> <p>※電気通信事業報告規則第7条第2項 七 FTTHアクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)であつて、ベストエフォート型であるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含み、IP—VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。)をいう。 十 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)であつて、ベストエフォート型であるもの(FTTHアクセスサービス又はローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IP—VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。)をいう。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	「最終取りまとめ【案】」の5頁において、基礎的電気通信役務を「有線ブロードバンドサービス(具体的には、FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式。ただし、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスを除く。以下特記のない限り同じ。)」と定義する記載がありますが、これは、FTTH アクセスサービス及び CATV アクセスサービスのうちの HFC 方式を指しているものです。	無
15	<p>基礎的電気通信役務として位置付けるブロードバンドサービスを明確にするため、最終とりまとめ案 P.3 の 5 行目「また、FTTHであっても、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては」を「また、FTTHであっても、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸電気通信役務またはダークファイバの提供を受けて提供するサービスについては」と修正するなど、アクセス回線設備を自ら設置して提供する場 合に限ることを明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>今般の交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることに加え、卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されることが考えられることから、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては、今般、基礎的電気通信役務としては位置付けないことが適当であると考えます。</p> <p>一方、自社の設備と他社のダークファイバを接続して提供する有線ブロードバンドサービスの位置付けについては、今後、審議</p>	無

		会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。	
16	<p>本最終とりまとめ【案】において、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスを「基礎的電気通信役務」としては位置づけられない理由として、</p> <p>① 卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されることが考えられること</p> <p>② 今般創設する新たな交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであること</p> <p>の2点が示されております。</p> <p>NTT 東・西の加入光ファイバを接続で利用して提供するサービスについては、</p> <p>① 接続は、NTT 東・西の光ファイバ提供エリアでしか利用できないため、設備事業者であるNTT 東・西が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されることが考えられること</p> <p>② 接続を利用する事業者は、回線設備の利用の対価としてNTT 東・西別の全国均一な接続料をNTT 東・西に支払う形態であり、接続を利用する事業者に交付金制度による補填を行っても、回線設備の維持が図られるものではないこと(設備事業者であるNTT 東・西の回線設備の維持が図られることが必要)</p> <p>の2点の理由から、卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスと同様に、「基礎的電気通信役務」として位置づけられるものではないと考えます。その点、明確に最終とりまとめ【案】に記載すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>今般の交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることに加え、卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されることが考えられることから、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては、今般、基礎的電気通信役務としては位置付けないことが適当であると考えます。</p> <p>一方、自社の設備とNTT 東・西の加入光ファイバを接続して提供する有線ブロードバンドサービスの位置付けについては、今後、御意見の趣旨を踏まえつつ審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
17	<p>基礎的電気通信役務の対象として、FTTH 及び HFC 方式が適当とされる理由のひとつに、「定額料金で原則無制限に利用可能」との記載があり、有線ブロードバンドサービスの提供が、あたかも「定額料金で原則無制限」であることが前提として議論されているように受け取れます。</p> <p>基礎的電気通信役務である固定電話のユニバーサルサービス制度においても、料金体系は従量制となっており、定額無制限であることが交付金の要件となるものではないと考えます。</p> <p>料金等、提供するサービスの設計については、あくまでも提供事業者が自由に設定を行う部分であり、有線ブロードバンドサービスが「定額料金で無制限」であることを前提とするような考え方は、事業者のサービス設計の自由度を奪うものであるため、記載からは削除いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	<p>本研究会の「最終とりまとめ【案】」においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上での必要十分な手段となり得るものを「基礎的電気通信役務」と考えており、一般に上記のサービスを利用可能とする要素の1つとして「定額料金で原則無制限」であることを挙げているものであり、サービスの在り方を限定する趣旨ではありません。</p>	無
18	<p>通常2年で2倍、コロナ禍では3倍以上にデータ通信の利用量が増えている状況では、今後も永続的に定額料金でサービス提供を行うことは困難ではないかと考えられます。特に東京から離れるほど高額になるトランジット料金は日本のインターネット構造を変えなければ安くならない可能性も十分にあります。</p> <p>「全国的な料金体系と同等」の様な表現であれば、この懸念も生じないと思われれます。</p>	<p>今般の制度改正において、「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付けるブロードバンドサービスは、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上での必要十分な手段となり得るものという観点から、</p> <p>① 通信速度(大容量の動画を送受信可能か)</p>	無



	<p>4G に限りませんが、既に GIGA スクール等においては、通信帯域が十分に確保できないために、安定的に利用できないという現象が日本各地で発生しており、ここの表現にある「必ずしも」という副詞は不要だと思われます。 (従来のネットワーク構造が、地域での折返し通信に重点を置いていない、ユーザも必要としていない等の理由によります。)</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>② 遅延の程度(リアルタイムでの双方向のやりとりが可能か) ③ 料金体系(定額料金で原則無制限に利用可能か) の3点を総合的に考慮し、FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式とすることが適当としたものであり、上記①から③はあくまで一般論として考慮されるべき事項を記載したものです。</p>	
<b>(有線ブロードバンド未整備地域の解消と今般の制度改正の関係)</b>			
19	<p>ブロードバンドへのユニバーサル交付金の支援により、今後ますます有線ブロードバンドの未整備地域の解消が大きく進展することが予想されます。 一方、携帯ブロードバンドの活用については、有線ブロードバンドでの整備・維持が費用対効果の面で経済合理性に欠け、さらに自治体からも有線ブロードバンドのニーズが認められないような極限的な不採算地域においてのみ補完的に活用することが適当とされています。 当然ながら、利用者の交付金負担が少しでも軽減されることが望ましく、5Gなどの技術的進展が見込まれることから、有線ブロードバンドと同等の品質である携帯ブロードバンドについては、より積極的な活用がなされるべきと考えます。 また、最終的に有線か無線かの判断を自治体へ依拠するのではなく、より明確な判断基準を制度設計時に盛り込んでいただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	<p>社会全体としての最低限の経済的合理性を確保する観点から、有線ブロードバンドの整備・維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠き、当該地域の自治体にも有線ブロードバンドの整備・維持に対するニーズが認められないような極限的な不採算地域については、例外的に、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当であると考えます。 いかなる場合にこのような対応を図るかは、当該地域の自治体の意向も踏まえ、個別具体的に判断する必要があると考えます。</p>	無
20	<p>(意見) デジタル社会形成基本法の理念を踏まえ、今後未整備地域の解消を進めることには賛成します。ただし、社会全体としての最低限の経済的合理性を確保する観点から、有線ブロードバンドの整備・維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠き、当該地域の自治体にも有線ブロードバンドの整備・維持に対するニーズが認められないような極限的な不採算地域については、例外的に、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当である、とする考え方に賛同します。</p> <p>(理由) すべての人が安定性の高い有線ブロードバンドを利用できることは理想ですが、極めて採算性が低く、交付金制度により有線ブロードバンドが整備されたとしても、定期的に見直しを行い、将来的にもサービスの維持可能性が見込められない場合は、例外として考えることも必要と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>	無
21	<p>極限的な不採算地域については、例外的に、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図る旨が示されておりますが、携帯ブロードバンドサービス提供事業者のサービスエリアを維持するためには、基地局向けの光ファイバの維持が極めて重要であり、基地局向けの光ファイバの維持の方策(特に光ファイバの維持に係るラストラゾート責務)とあわせて検討が必要だと考えます。</p>	<p>いわゆるユニバーサルアクセスへの転換については、中長期的な課題として引き続き検討を行って参ります。 なお、補完的対応を図る手段として、携帯ブロードバンドサービスに限らず、広く無線ブロードバンドサービスも含め検討すべきとの御意見を踏まえ、3頁の脚注10の記載を修正しました。</p>	有

	<p>なお、「携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図る」とありますが、補完的対応を図る手段については、携帯ブロードバンドサービスに限らず、広く無線ブロードバンドサービスも含めて検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
22	<p>有線ブロードバンドを原則としつつも、ユニバーサルサービス基金の肥大化を避ける観点から、無線ブロードバンドの補完を行うことには賛同します。ただし、一部のCATV事業者は不採算地域における通信手段として、地域BWAを活用している事例があり、補完手段を携帯電話サービスに限定する必要はないと考えます。</p> <p>つきましては、報告書に記載されている「携帯ブロードバンドサービス」について、CATV事業者が提供するローカル5Gや地域BWAなど、固定無線(FWA)を活用してユニバーサルサービスも含むことができるよう「<u>携帯ブロードバンドサービス(ローカル5Gや地域BWAによる無線ブロードバンドを含む)</u>」のように地域BWAやローカル5Gが読めるように修正いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	御意見を踏まえ、3頁の脚注10の記載を修正しました。	有

## ■第2章 新たな交付金制度の在り方

(基本的考え方)			
23	有線ブロードバンドサービスの維持や、有線ブロードバンド未整備地域の解消が促進されるよう、有線ブロードバンドに係る交付金制度の創設がなされることに賛同致します。 【楽天モバイル株式会社】	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
24	今般創設される新たな交付金制度は、不採算地域における回線設備の維持支援を目的とするだけでなく、それに加えて、有線ブロードバンドサービス提供のための光ファイバ網の新規整備や、公設光ファイバケーブルの民間への移行を促すことも副次的な目的とした制度設計するとの方針に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
25	支援対象(区域・事業者・経費)については、最終的には国民の負担につながることから、コストミナマムを旨とし、いたずらに負担額を増大させることは望ましくないと考えます。 具体的には、有線ブロードバンド未整備地域においては最低限の経済的合理性を確保する観点から、有線ブロードバンドの新規整備に加え、可能な限り携帯ブロードバンドサービスにて補完的対応が推進されることを要望いたします。 【JCOM 株式会社】	社会全体としての最低限の経済的合理性を確保する観点から、有線ブロードバンドの整備・維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠き、当該地域の自治体にも有線ブロードバンドの整備・維持に対するニーズが認められないような極限的な不採算地域については、例外的に、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当であると考えます。 いかなる場合にこのような対応を図るかは、当該地域の自治体の意向も踏まえ、個別具体的に判断する必要があると考えます。	無
26	「ブロードバンドサービス」のうち、今般の制度改正に伴い新たに基礎的電気通信役務の対象となるサービスと、負担対象者となるサービスは明確に区別して定義すべきと考えます。 本取りまとめ案では、5頁で「有線ブロードバンドサービス」をFTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式(基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けるサービス)に限ると定義する一方、注釈34では基礎的電気通信役務に該当しないADSLも「有線ブロードバンドサービス」に含む記載となっており矛盾を起こしています。 「ブロードバンドサービス」は提供形態や主体が多岐にわたり、用語自体が広く解釈されうることから、本取りまとめ案において誤解を招かないよう、用語の定義方について整理が必要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	「最終取りまとめ【案】」の5頁においては、「基礎的電気通信役務」に該当する役務として「有線ブロードバンドサービス(具体的には、FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式。ただし、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスを除く。以下特記のない限り同じ。)」を記載しており、16頁においては、交付金の負担対象者にはADSL等の基礎的電気通信役務に該当しない有線ブロードバンドサービスを提供する事業者全般も含むこととしており、両者は区別して記載をしています。	無
(支援対象区域の考え方)			
27	意見) 支援対象区域として「～新たな交付金制度では、原則として、特定の事業者が1者のみで提供している地域(非競合エリア)を特定した上で、当該地域でサービス提供を行う事業者に限って、交付金による支援対象とすることが適当である。」について賛成しますが、対象となる地域については状況の変化等を踏まえて柔軟に見直せるようにしてください。 理由)	支援対象となる地域については、人口動態や市場の状況等を踏まえ、定期的に見直すことを想定しています。	無

	<p>新たな交付金制度の趣旨として、競合が発生しない地域において提供する場合に限られるべきです。ただし、その後に地域開発などにより事情が変化し、競合可能となったエリアがあった場合には交付金制度の対象地域を柔軟に見直し、独占状態とみなされないようにしていく必要があります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般社団法人全国消費者団体連絡会】</b></p>		
28	<p>・交付金制度の支援対象区域の条件の1つである、「特定の事業者が1者のみで有線ブロードバンドサービスを提供している地域(競合事業者が存在しない地域)」について、注記14で「新たな交付金制度が、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることを踏まえると、自ら回線設備を部分的に設置していても、当該地域でのサービス提供に用いる回線設備の大部分を他の事業者の設備に依存しているような事業者は、競合事業者とは評価しないことが適当」とされている点について、他事業者の加入者光ファイバと自らの局内装置を相互接続してブロードバンドサービスを提供するような事業者を競合事業者と評価しないとの趣旨であれば、当該記載内容に賛同します。</p> <p>・仮に当社が支援対象区域において新たにブロードバンド基盤設備を整備した場合、第一種指定電気通信設備については接続約款による提供義務が課されているため、事業者からの申込に応じて、加入光ファイバ等の回線設備を提供せざるを得ない状況となります。それを競合事業者とみなされる場合、実質的に交付金を活用できないこととなるため、当該ケースを競合事業者と評価しない整理は適当と考えます。</p> <p>・注16において、「町字の一部に明らかな非居住エリアが含まれる場合など、一定の例外的な場合には、町字の一部を支援対象区域として指定することも考えられる」とされていることについて、実態として1町字の中には、ブロードバンドサービス提供エリアと未提供エリアが混在するため、この整理に賛同します。</p> <p>・特別支援対象区域については、要件①「標準的なモデルに基づき推計したサービス提供のためのコストが相対的に高い地域」を充たすことを求められていますが、注記20「新規整備地域については、モデル上の推計コストに関わらず、これまで現にサービス提供が行われてこなかったという事実を重視し、当然に高コストであるとみなす(一般支援対象区域の要件①は不要とする)ことも考えられる」の考え方を採用することで、より未整備地域の解消が進んでいくものと考えます。</p> <p>・また、民設移行地域についても、注記20の整理を準用することで、公設公営・公設民営から民設民営への転換がより円滑に進んでいくもの考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</b></p>	賛同の御意見として承ります。	無
29	<p>新たな交付金制度における支援対象区域として、高コストエリアかつ競合事業者が存在しない地域とすることは、公正な競争環境の確保に資すると考えられることから、本内容に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社オプテージ】</b></p>	基本的に賛同の御意見として承ります。	無

30	<p>この制度の提供地域は競合他社が存在しないことについては原則賛同致します。しかし、競合他社がいる場合であっても、その事業者の提供するサービスの品質が非常に劣悪であって、ユーザが選択するに当たらない可能性もあります。競合他社が存在するからと言うだけで、この制度の範囲外であるとは限らず、その地域毎に実情を考慮する必要があるのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>御指摘の点については、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対して、品質基準等の技術基準を課すことで一定の品質が担保されるものと考えます。具体的な基準となる通信速度等については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
31	<p>この制度が必要とされる地域は過疎化が進んでいる地域であり、現状では今後も人口増加が見込めない地域が殆どだと思われれます。そのようなエリアにおいて民設民営は今後も見込める可能性が低く、理想的には民設民営であっても現実的ではないと考えます。</p> <p>また、仮に民設民営が可能であったとしても、単に接続サービス部分だけのサービス提供に留まり、通常のメンテナンスや接続に関するユーザトラブルに対応する人材が当該エリアには全くいないといった地域もあります。このような場合、過疎エリアで対応可能な人材を獲得することは非常に困難であり、サービス提供時より常に人材育成を行う必要性が生じます。「民設民営」を前提で行うと、人材育成などの営みがなされない場合もあるため、地域の状況に鑑みた将来設計が必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>公設公営・公設民営方式による有線ブロードバンドサービスの提供は、自治体に人材面・財政面での負担を恒常的に生じさせており、今後、人口減少の進展に伴い条件不利地域の自治体の財政力が更に低下した場合には、このような方式でのサービス提供の継続は困難になると予想されます。</p> <p>そこで、条件不利地域における安定的なサービス提供を中長期的に確保していく観点から、新設する交付金制度で民設移行後の維持運用経費を支援することを前提に、公設公営・公設民営から民設民営への移行が促進されると考えています。</p> <p>また、民設民営に移行した場合における人材育成等の課題についても、引き続き検討を行って参ります。</p>	無
32	<p>有線ブロードバンドサービスは家庭の利用のみならず、デジタル化の進展等により法人の利用も多く見込まれることから、仮に世帯数が少なくても法人需要によってコストが賄えるエリアが生じる可能性もあります。</p> <p>したがって、高コストエリアの特定においては、各地域の面積や世帯数のみならず、上記例のような法人需要等も含めて利用実態を正確に把握し、真に高コストとなるエリアのみを抽出可能とする適切な変数の設定が必要と考えます。</p> <p>以上を踏まえ、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 高コストエリアの特定は、例えば、各地域の面積や世帯数等を変数として1回線当たりのコストを推計する標準的なモデルによって行うことが考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>御指摘の記載については、「高コストエリアの特定は、例えば、各地域の面積や世帯数を変数として1回線当たりのコストを推計する標準的なモデルによって行うことが考えられる。」として、例示として記載したものです。</p> <p>なお、具体的な変数については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
33	<p>不採算地域にブロードバンドサービスを提供する際には、<u>非居住エリアを経由するアクセス回線を敷設</u>することも想定されます。このため、このような場合には、非居住エリアであっても<u>除外することなく支援対象区域と指定することを要望</u>します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>交付金による支援の対象等の交付金制度の詳細については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
<b>(支援対象事業者の考え方)</b>			
34	<p>ブロードバンドサービスの維持等の方策については、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、当社を含め特定の事業者にサービス提供の責務を課すのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担うことにより、国民全体の負担額が抑制されることから、今回の整理のとおり、新たな交付金制度の利用は任意とする整理に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>交付金による支援の対象等の交付金制度の詳細については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無

## (支援対象経費の考え方)

35	<p>・初期整備費については、国民負担を抑制しつつ真に必要とされる地域への整備を拡大していく観点から、「高度無線環境整備推進事業」等の国庫補助金や、関連する地方財政措置で賄うとされたことについて賛同します。</p> <p>・維持費用について、支援対象区域でサービス提供を行うには、アクセス回線設備を新たに構築するだけでなく、海底光ケーブル等の中継回線設備等を新たに構築する必要があることから、今回の整理のとおり、サービス提供のために新たに必要となる設備の維持に必要な費用も支援対象経費の算定にあつては考慮することが適当と考えます。</p> <p>・また、特別支援対象区域の支援額を収支相殺方式で算定する際は、対象となる収入と費用の範囲を合わせるようにすることが、継続的・安定的なサービス提供を確保するために必要不可欠であるとを考えます。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>交付金による支援の対象等の交付金制度の詳細については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
36	<p>ブロードバンドサービスの提供に要するコストの範囲やコスト構造等、コストの詳細が明らかにされていない段階で、支援対象設備の範囲や交付金支援額の算定方法の適正性を判断することはできないことから、支援対象となる事業者のブロードバンドサービスの提供に要する費用の詳細を把握したうえで、支援対象設備の範囲や算定方法をどうすべきか改めて検討することが必要と考えます。</p> <p>その際、高度無線環境整備推進事業等の補助金と今回の交付金制度で二重支援とならないよう、補助金で手当てされた対象設備については当該補助金分を減価償却費から控除する等、詳細な検討が必要と考えます。</p> <p>国民経済全体の負担の最小化を図る観点からは、非効率性を排除して適正なコストに抑制し、必要最小限の支援とすることが必要であり、また、事業者間の競争に影響を及ぼさない算定方式であることが必要です。</p> <p>具体的にどのような設備コストや設備コスト以外の費用を支援対象とするかどうかについては、本最終取りまとめ【案】に記載のあるとおり、審議会等のオープンな場で検討していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>交付金による支援対象となる経費の範囲等の交付金制度の詳細については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
37	<p>支援対象の設備コストについては、原則として、「支援対象区域のアクセス回線設備」の維持に必要な費用と示されています。アクセス回線に付帯する<b>ヘッドエンドのセンター設備(OLT や電源設備等)や宅内設備(ONU 等)</b>はサービス提供の際にアクセス回線と不可分な設備であるため、<b>これらの設備の維持費用も支援対象とすることを要望します。</b></p> <p>また、遠隔にある不採算地域にブロードバンドサービスを提供する場合には、サブセンターの設置が必要であったり、センター設備の収容効率が極端に悪くなることがあります。さらに、遠隔地の利用者への設置・運用・営業などの経費も都市部と比較して高額となる傾向にあります。このため、<b>このような地域においては、局舎設備も支援対象設備に含めることや、設備コスト以外の費用についても配慮することを要望します。</b></p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>交付金による支援の対象等の交付金制度の詳細については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無

## (支援額算定の考え方)

<p>38</p>	<p>・有線ブロードバンド未整備地域の解消促進や公設公営・公設民営から民設民営への転換促進といった観点を踏まえれば、特別支援対象区域に係る支援額は、各事業者が必要なコストを回収できるよう、実際の費用をベースに算定(実際費用方式)すべきと考えます。</p> <p>・仮に標準的なモデルに基づき算定(標準モデル方式)するのであれば、少なくとも、注記30に記載のとおり、自治体による公募プロセス等により初期整備費用の客観的な妥当性が確保されている場合は、当該初期整備費用に基づき、支援額を算定すべきと考えます。</p> <p>・特別支援対象区域については、収支が当然に赤字になると見込まれることから、有線ブロードバンド未整備地域の解消促進や公設公営・公設民営から民設民営への転換促進を図るためにも、費用の一部を支援するベンチマーク方式ではなく、赤字部分を支援対象とする収支相殺方式を採用することが適当と考えます。</p> <p>・なお、特別支援対象区域の支援額を収支相殺方式で算定する際は、対象となる収入と費用の範囲を合わせるようにすることが、継続的・安定的なサービス提供を確保するために必要不可欠であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>実際費用方式については、費用額の事前の見通しが立たず、制度の安定的な運用が困難となる可能性があることや、事業者固有の非効率性が温存される可能性があることから、新たな交付金制度においては、原則として、標準モデル方式を採用することが適当と考えます。</p> <p>なお、標準モデル方式を原則とする趣旨は、あくまでも制度の安定的な運用を確保するとともに、事業者固有の非効率性が温存される可能性を排除するためであることから、標準モデルの内容は、当該目的が達成される限度で、各事業者の実際の費用に近いものであることが望ましいと考えます。</p> <p>標準モデルの具体的内容については、御指摘の点も踏まえ、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	<p>無</p>
<p>39</p>	<p>特別支援対象区域については、収支相殺方式によって減価償却費を含む維持経費に関する赤字が全額補填される仕組みとされる方向であることから、例えば設備更改時の新規設備の選定において必要以上に高額・高機能な設備導入がなされる等、支援対象経費については負担金が必要以上に増加するおそれがあります。</p> <p>したがって、負担金最小化の観点から、非効率性の排除(効率性の担保)は必須であり、その方法については今後事業者も含め公の場にて議論する必要があると考えます。</p> <p>その方法案の一つとして、自治体による公募プロセスに従って応札した場合の取り扱いについて記載がありますが、自治体による公募プロセスを経ることと、初期整備費用の効率性や客観的妥当性の担保とは直接的には関係が無いと考えます。</p> <p>つきましては、本取りまとめ案に記載のような方法(初期整備費用を標準モデルの入力値として採用)を用いる場合には、非効率性の排除や妥当性の担保を可能とする適切な検証方法や基準について検討を行い、報告書やガイドライン等によって公に明示すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>注記30 このような観点から、例えば、特別支援対象区域(新規整備地域)における設備の更新費用(減価償却費)等の算定に当たっては、初期整備費用の客観的な妥当性や非効率性の排除に関する適切な検証方法や基準に照らして担保されているのであれば、当該初期整備費用を標準モデルにおける入力値の一つとして採用することも考えられる。<u>なお、検証方法や基準は公の場で検討の上、明文化が必要と考えられる。</u></p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>支援額の算定に係る非効率性の排除や妥当性の担保をはじめとした標準モデルの具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	

<p>40</p>	<p>・費用算定の考え方として、制度の安定的な運用の確保、及び事業者固有の非効率性を排除することは重要だと考えます。</p> <p>・他方で、支援対象地域は不採算の高コスト地域であり、実際にかかった費用を回収できない仕組みでは設備設置事業者の事業運営を圧迫しかねず、結果として設備やサービスの運用に支障を生じさせるおそれがあると考えます。このため、費用算定の考え方は実際の費用をベースに算定することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>実際費用方式については、費用額の事前の見通しが立たず、制度の安定的な運用が困難となる可能性があることや、事業者固有の非効率性が温存される可能性があることから、新たな交付金制度においては、原則として、標準モデル方式を採用することが適当と考えます。</p> <p>なお、標準モデル方式を原則とする趣旨は、あくまでも制度の安定的な運用を確保するとともに、事業者固有の非効率性が温存される可能性を排除するためであることから、標準モデルの内容は、当該目的が達成される限度で、各事業者の実際の費用に近いものであることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>								
<p>41</p>	<p>(1)費用算定の考え方          交付金の支援額の算定について、原則として、標準的なモデルに基づき費用を算出することに賛同いたします。</p> <p>一方、標準的なモデルは、全国事業者と地域事業者間の規模の経済の相違等を考慮した算定方法とはなっていないことが想定されることから、両者の間で達成可能な効率性に相違がある場合、同一の方法で支援額を算定すれば、全国事業者にとって過大な支援となったり、地域事業者にとって過小な支援となったりするおそれがあります。</p> <p>仮に標準的なモデルを一律に採用するのであれば、こうした規模の経済の相違等を反映させる必要があり、例えば、モデルの外側で補正を行うこと等が必要と考えます。</p> <p>例えば、ブロードバンドサービスの提供費用は、主として「減価償却費」「保守費」「間接費(一般管理費等)」などで構成されると思われませんが、各費目については、事業者の規模の相違によって費用に以下のような影響があると考えます。</p> <table border="1" data-bbox="224 981 1243 1380"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>事業者規模の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減価償却費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の場合には、設備の大量調達を行うことにより、ボリュームディスカウントにより調達コストを下げる事が可能と考えられる。また投資額に含まれる工事費についても、大規模事業者の方が、交渉力の観点等から有利である可能性がある。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>保守費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の方が、広域で保守の拠点や人員、機材などを共有することにより、地域当たりの保守費単価を下げる事が可能と考えられる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>間接費 (一般管理費等)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の方が、本社機能(例えば人事、総務、経理など)を集約したり、車両や社屋などを広域で共有することを通じて、直接費に対する間接費の比率を下げる事が可能と考えられる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	費目	事業者規模の影響	減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の場合には、設備の大量調達を行うことにより、ボリュームディスカウントにより調達コストを下げる事が可能と考えられる。また投資額に含まれる工事費についても、大規模事業者の方が、交渉力の観点等から有利である可能性がある。</li> </ul>	保守費	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の方が、広域で保守の拠点や人員、機材などを共有することにより、地域当たりの保守費単価を下げる事が可能と考えられる。</li> </ul>	間接費 (一般管理費等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の方が、本社機能(例えば人事、総務、経理など)を集約したり、車両や社屋などを広域で共有することを通じて、直接費に対する間接費の比率を下げる事が可能と考えられる。</li> </ul>	<p>費用算定の考え方としては、①各事業者の実際の費用をベースとする考え方(実際費用方式)と、②標準的なモデルに基づき費用を算出する考え方(標準モデル方式)の2つの方式が考えられます。</p> <p>このうち、①の実際費用方式については、費用額の事前の見通しが立たず、制度の安定的な運用が困難となる可能性があることや、事業者固有の非効率性が温存される可能性があることから、新たな交付金制度においては、原則として、②の標準モデル方式を採用することが適当であると考えます。</p> <p>ただし、今後、適正な標準モデルの構築が極めて困難であると認められた場合(例:海底光ケーブルの維持費用について、適正な標準モデルの構築が極めて困難であることが判明した場合)には、例外的・補完的に、②の実際費用方式を採用することも考えられます。</p> <p>なお、標準モデル方式を原則とする趣旨は、あくまでも制度の安定的な運用を確保するとともに、事業者固有の非効率性が温存される可能性を排除するためであることから、標準モデルの内容は、当該目的が達成される限度で、各事業者の実際の費用に近いものであることが望ましいと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、費用・支援額の算定に係る考え方の具体的内容については、御指摘の点も踏まえ、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	<p>無</p>
費目	事業者規模の影響										
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の場合には、設備の大量調達を行うことにより、ボリュームディスカウントにより調達コストを下げる事が可能と考えられる。また投資額に含まれる工事費についても、大規模事業者の方が、交渉力の観点等から有利である可能性がある。</li> </ul>										
保守費	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の方が、広域で保守の拠点や人員、機材などを共有することにより、地域当たりの保守費単価を下げる事が可能と考えられる。</li> </ul>										
間接費 (一般管理費等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の方が、本社機能(例えば人事、総務、経理など)を集約したり、車両や社屋などを広域で共有することを通じて、直接費に対する間接費の比率を下げる事が可能と考えられる。</li> </ul>										



	<p>このように、仮に減価償却費、保守費、間接費（一般管理費）等の費目で相違が認められるのであれば、費目別に全国事業者、地域事業者間で係数により補正を行う等の検討が必要になると考えます。</p> <p>(2) 支援額算定の考え方</p> <p>特別支援対象区域においては収支相殺方式を採用する方針が示されておりますが、仮にNTT 東・西が交付金による支援を受けるのであれば、NTT 東・西別の平均コストで算定されている接続料との関係の整理が必要と考えます。</p> <p>例えば、NTT 東・西が特別支援対象区域において光ファイバを敷設した場合、NTT 東・西の設定する接続料は、特別支援対象区域のコストを含めた平均コストで算定されることから、接続料によって、特別支援対象区域のコストを含めて全額コスト回収することができます。</p> <p>そのため、接続料と交付金制度で二重のコスト回収とならないよう、交付金制度により支援を受けた額を接続料原価から控除する必要があると考えます。</p> <p>また、収支相殺方式を用いる場合において交付金支援を得る目的で不当な料金設定を行われる可能性を制度上排除するために、収入を算定する際の利用者料金の額は、全ての有線ブロードバンドサービス事業者の料金の平均額を用いることが例示されております。</p> <p>しかしながら、競争事業者は、NTT 東・西の料金設定よりも低廉な料金設定を行って競争することが一般的であることから、NTT 東・西が特別支援対象区域において適格電気通信事業者となる場合に、収入の算定に全ての有線ブロードバンドサービス事業者の料金の平均額を用いた場合、実際に生じた赤字額より過剰に支援が行われることになるおそれがあります。</p> <p>したがって、特別支援対象区域における適格電気通信事業者の実際の収入と費用の差額と、平均額を用いて算定した収入と費用の差額のうち、より小さい金額を採用することが必要です。</p> <p>更に、市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域である特別支援対象区域において交付金による支援を受ける適格電気通信事業者は、国民経済全体で負担する観点から、地域別収支だけではなく、有線ブロードバンドサービス全体の収支を明らかにし、支援の必要性を国民に説明することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<b>(負担対象者の考え方)</b>			
42	<p>新たな交付金制度においても、受益者負担の考え方を採用し、ブロードバンドサービスに係る契約数を負担金算定の単位として、広く応分の負担を求める仕組みとする方向性に賛同いたします。</p> <p>なお、ブロードバンドサービスに係る契約数の対象は、FTTH アクセスサービスなどアクセスサービスの契約数であり、インターネット接続サービス(ISP)は負担対象外と認識しております。</p>	<p>インターネット接続サービス(ISP)は負担対象から外れるものと考えております。</p>	無

	【KDDI 株式会社】		
4 3	<p>意見) 「現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、新たな交付金制度においても、受益者負担の考え方を採用し、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供が確保されることで利益を得る者全体に広く応分の負担を求める仕組みとすることが適当である。」との考え方には賛成しますが、受益者の範囲をよく検討する必要があります。</p> <p>理由) 既に実装されているユニバーサルサービスの制度と同様に受益者負担の原則を採用することには賛成しますが、そもそも受益者とは、消費側だけにあるのかどうか、OTT 事業者をはじめ、事業の提供者側におけるステークホルダーなども含めた公平性の在り方を考え、その範囲をよく検討していく必要があります。</p> <p>【一般社団法人全国消費者団体連絡会】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。 OTT 事業者を負担対象とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。</p>	無
4 4	<p>(意見) 負担対象者については「現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、新たな交付金制度においても、受益者負担の考え方を採用し、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供が確保されることで利益を得るもの全体に広く応分の負担を求める仕組みとすることが適当である。」とあり、また「有線ブロードサービスだけではなく、無線ブロードサービスについても、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービス利用者にも受益が発生すると考えられることから、有線・無線を問わず、ブロードバンドサービスの提供事業者全般を負担対象者とするのが適当である」との考え方には賛成です。しかしながら、ブロードバンドサービス事業者を新たな交付金制度の負担対象者とするも、負担を利用者に転嫁するかどうかについては、各ブロードバンドサービス提供者の判断に委ねるのが適当である」との表現になっています。負担対象事業者の範囲も含めて、できる限り透明で、公平な判断をお願いしたい。</p> <p>(理由) ブロードバンドサービスの受益者は、利用者のみならずサービスを提供する事業者も受益が発生するわけであり、当該事業者にも応分の負担をしてもらうことが妥当と思われます。ブロードバンド事業者に負担対象を委ねるとなると、多くの場合利用者が負担対象となることは明らかではないでしょうか。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>交付金の負担を利用者に転嫁するかどうかについて、「ユニバーサルサービス料金」という形で明示的に転嫁しない場合であっても、事業者のサービス提供費用に影響が生じる以上、利用者料金への何らかの影響は生じざるを得ず、転嫁を認めない制度とすることは実際上困難であると考えられます。</p>	無
4 5	<p>OTT 事業者については、今般の最終取りまとめ【案】にて、「ブロードバンドサービスの受益者」として明確に定義されましたが、交付金の負担対象事業者として早急に議論を進めていただくようお願いいたします。</p> <p>OTT 事業者のコンテンツ配信により、今後さらなるトラフィックの増大が予想されます。これにより、家庭内のデータオフロードの対応も含めて、特に有線ブロードバンドサービス提供事業者は回線の品質維持のために多額の設備投資を継続して行う必要があります。</p>	<p>OTT 事業者を負担対象とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。</p>	無

	<p>しかしながら現状では、最終取りまとめ案においても OTT 事業者の負担については「中長期的な視点から海外の事例も参考にしつつ総合的に検討することが適当」との記載に留まっております。</p> <p>自ら回線を敷設せずに配信のみを行う OTT 事業者については、交付金の負担対象事業者として相応の負担を求め、結果的に国民の負担軽減につながるよう早急に対応していただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>		
46	<p>OTT 事業者について「OTT 事業者も受益者であるが、このような観点からの受益者負担の可能性については、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当」とされたことについて、賛同いたします。受益者負担の考え方を踏まえ、今後議論をさらに深めていくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	OTT 事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。	無
47	<p>OTT 事業者の提供するサービスのトラフィックは年々増加傾向にあり、不採算地域においても同様の傾向となると想定されるどころ、今後のネットワークコスト負担の在り方を巡る全体の議論の中において、OTT 事業者の交付金負担について、総合的に検討していくことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	OTT 事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。	無
48	<p>現実的には OTT 事業者のような上位レイヤーを今般の制度改正で負担対象者に含むことは難しいところですが、今後の各種制度検討の足掛かりとして、上位レイヤーにおける事業者も電気通信サービスの受益者に含まれるという考えを明示することは重要と考えます。</p> <p>特に、海外のプラットフォーム事業者はその影響力を拡大し我が国の電気通信事業に進出する一方、税負担や法制度等の観点では我が国において享受している利益に比して負担が小さいという指摘もあり、国内事業者とのイコールフットイング確保のためにも継続的な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	OTT 事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。	無
49	<p>総務省発表の国内ブロードバンド契約者の総トラフィック量は、2019 年 5 月からの 1 年間で 60% 近くトラフィック量が増加しており、これらのトラフィック爆発は当面の間進んでいくと考えられ、有線ブロードバンドの回線提供事業者は設備投資負担が重くのしかかっています。このトラフィック増の主要因として OTT 等の動画視聴の増大があると考えられます。韓国では OTT 事業者の負担を求める訴訟も行われている等の海外事例もありあり、<b>受益者である OTT 事業者等のネットワークのコスト負担の在り方を検討することに賛同</b>します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	OTT 事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。	無
50	<p>本解決課題たる【不採算地域も含めた日本全体におけるブロードバンドサービスの提供】の確保とは、通信が可能か？否か？が受益の確保ポイントと考えます。よって、通信機能ではない提供者に対する負担は、本範疇の議論にはそぐわないと考えます。</p> <p>なぜならば、情報提供者やネットワークに負担をかける者を範疇とするならば、政府や地方公共団体の発信内容(例:衆議院・参議院インターネット審議中継、首相官邸、各府省庁、都道府県ホームページ等)すらも、受益者負担の対象としなければならなくなるでしょう。また、企業のホームページや、各人が用いるメールアドレス単位までも範疇に入るのか？否か？という議論になるでしょう。</p>	OTT 事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。	無

	<p>加えて、指摘されるOTT事業者の受益ポイントと他事業者との違いとは、アクセス回線の敷設の有無条件ではなく、データ量たるトラフィック・コストインパクトに関することではないでしょうか？</p> <p>そして、もし、このように論点を分けなければ、むしろ低量データ提供事業者も超膨大データ提供事業者も、等しく通信の確保のための負担をしなければならなくなるのであり、結果として低量データ提供者の負担比較度合が増大することでしょう。だからこそ、この【不採算地域も含めた日本全体におけるブロードバンドサービスの提供】の確保のための負担の在り方とは切り離して考える必要があると考えます。</p> <p>以上のことから、「通信手段の確保問題」と「ネットワークの逼迫問題」は別課題として捉えるべきであり、かつ放送再送信やクラウド利用、ビデオ会議、ならびに動画やゲーム、メタバースなど、更なるネットワーク逼迫需要が予見されることから、広告等によって利用者課金しないOTT事業者に対する負担の在り方(賦課手段等)についても含めて、然るべく検討がなされるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
5 1	<p>負担対象事業者については、今回有線・無線を問わずブロードバンドサービスの提供事業者が対象とされましたが、現行の電話のユニバーサルサービス制度と同様、事業者の規模によって一定の限定をすることが適当とされております。</p> <p>ブロードバンドサービスにおいては、電話のユニバーサルサービス料金よりも高額になることも予想されることから、事業者の転嫁によって負担する利用者が不公平を感じる事が無いよう、具体的な対象となり得る事業者の規模や基準を明確にさせていただくとともに、負担対象事業者については特定の大手だけに限定されないことがないよう、出来るだけ広い範囲を指定していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>交付金の負担対象となる事業者については、新規参入直後の事業者など、事業規模の小さい事業者から直ちに負担を求めることが競争促進の観点から望ましくないことも想定されることから、事業者の規模等によって一定の限定をすることを想定しています。</p> <p>具体的な基準については、御指摘のような利用者の公平感等にも十分配慮し、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
5 2	<p>CATV事業者の中には、自前で設置した回線設備を用いた有線ブロードバンドサービス提供に加え、光卸(光コラボ等)を用いたサービス提供や、卸元(ドコモ光タイプC等)としての回線提供も併せて行う事業者が一定数存在しています。これらの事業者にとって、自前/卸先/卸元の違いにより交付金負担や規律等の在り方が異なると理解しております。このため、今後の検討においては、負担金の算定や納入、新たに課される規律への対応等において、回線の所有者の違いにより非効率な作業が発生し<b>事業者の負担増とならないよう配慮して検討することを要望</b>します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>実際に運用される制度の詳細については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。その際、これまでに引き続き、事業者の負担等に留意しつつ検討を行って参ります。</p>	無
5 3	<p>新規参入事業者や中小規模の事業者には過度の負担となると思われ、事業者の規模等によって一定の限定をすることに賛同します。</p> <p>ただし、卸元事業者を負担対象事業者とする場合には、卸先事業者に負担を転嫁することが考えられるため、この際にも、卸元事業者は<b>卸先事業者の規模によって転嫁に関して一定の限定を行うことを要望</b>します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>負担対象者を、卸先事業者と考えるか、卸元である回線設置事業者と考えるか(後者の方式とした場合、回線設置事業者が卸先事業者に負担を転嫁することが想定される)については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
5 4	<p>「IoT サービス」は、農業や防災等のための各種センサ、ガス・電気等の利用量を計測するテレメータリングなどであり、大量のデータを送受信する「ブロードバンド」のような利用形態ではなく、少量のデータを定期的に伝送するだけであり、いわゆるLPWA(Low Power Wide Area)と同様の利用形態となります。</p>	<p>無線ブロードバンドサービスのうち、IoT用途等を想定したサービスについては、負担対象としないことや、負担対象としつつも、契約数のカウント方法を修正することも考えられ、その取扱いに</p>	無

	<p>したがって、「無線ブロードバンドサービスのうち、IoT用途等を想定したサービス」については、本制度が目指すテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の「ブロードバンド」サービスとは性質が異なるサービスであるため、基金の負担対象とすべきでないと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	
55	<p>ブロードバンドサービスの提供事業者の範疇として、いわゆるIoTサービスである、CASEと称される自動車関連サービス、自動走行車、ドローン、在宅医療機器、防犯カメラ、農業用センサーなど、その運用において主に移動体通信機能をセットにして提供しているサービス事業者も含めるべき、と考えます。その通信の種類としては、5GやLTEだけでなくLPWA(速度が数Mbps以下のアンライセンスバンドのLoRaやSigfox等)も含まれるべきです。</p> <p>その移動体通信機能については、MVNOのような形態で提供されると考えられますが、仮にその通信需要(データ総量)が数キロバイトだとしても、通信が可能か?否か?が受益の確保ポイントになるため、他のブロードバンドサービスの提供事業者と同等の負担がなされて然るべき、と考えます。</p> <p>なお、プライベート5Gや地域BWAなど、一般消費者や法人向けとしての商用用途ではない場合の負担方法については、どのように行うべきか?は一考だと思いますが、公平性の確保のためには端末単位で負担されるべきだと考えます。</p> <p>補足として、教育・医療・介護用途等を除外するべきというご意見もあるかも知れませんが、負担相当額を利用者に転嫁するか?否か?を決定するのは各提供事業者の範疇であり、かつその転嫁行為自体を課題とするならば、現状において低所得者であっても等しく負担が求められる0AB^J電話のユニバーサルサービス料金も含めての抜本的対策を追求すべきと考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>無線ブロードバンドサービスのうち、IoT用途等を想定したサービスについては、負担対象としないことや、負担対象としつつも、契約数のカウント方法を修正することも考えられ、その取扱いについては、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
56	<p>P.15の2-3-5の負担対象者の考え方では、脚注にOTT事業者の記載があるが、一方で文中の記載はない。実態としてNetflix、Amazon Prime等配信事業者による売上や時価総額の隆盛をみると、直接的受益者はOTT事業者と言える。この実情を考慮すると、本来は、“直接的な受益者はブロードバンドサービスの利用者”とサービス提供者”であると考えられるが”、“料金を利用者から徴収していることや、サービス提供者が多岐にわたり、現時点判定が困難であることを踏まえると”という表現が実情を示していると考え、価値がサービスに移行することが考えると、脚注に記載内容の文中への記載が望ましい。</p> <p>【個人】</p>	<p>本研究会の「最終取りまとめ【案】」においては、ある事柄を本文に記載するか脚注に記載するかについては、資料の構成等の技術・体裁上の理由によるものであり、その記載位置によって当該事項の重要性に軽重が生じるものとは考えておりません。</p>	無
<b>(負担金算定単位の考え方)</b>			
57	<p>負担金の算定単位となる契約の単位については、公平な負担および負担額の明確化の観点から、契約者が法人、共同住宅、個人を問わず、事業者の契約約款に定める契約の単位とすることが、妥当と考えます。</p> <p>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>負担金の算定に係る考え方の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
58	<p>負担金算定の単位について、「契約数とエンドユーザ数が必ずしも一致しない場合があるが、このような場合の扱いについては、新制度の施行までの間に、審議会等のオープンな場で検討していくことが適当」とされたことに賛同いたします。エンドユーザへの転嫁を前提に考えた場合、1</p>	<p>負担金の算定に係る考え方の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無

	回線を複数で世帯利用するケース等、利用形態を踏まえた負担の公平性について検討していく必要があると考えます。 【株式会社 NTTドコモ】		
59	意見) 「不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供が確保されることの直接的な受益者はブロードバンドサービスの利用者であると考えられる」とありますが、受益者として換算される利用者のカウントの仕方については、負担が不均衡にならないようにする必要があります。 理由) 携帯電話の契約の場合においては、利用者と受益者が一定均衡となるよう把握できるのに対し、ブロードバンドサービスは、それに比して事業者と個人(家庭等)間の利用者数の不均衡が大きいためと考えます。とくに個人の消費者に受益者負担が偏らないよう、利用者のカウントの仕方については、よく検討する必要があります。 【一般社団法人全国消費者団体連絡会】	負担金の算定に係る考え方の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。	無
60	(意見) 「新たな交付金制度における負担金算定単位の考え方は、現行の電話に係るユニバーサル交付金制度と同様、ブロードバンドサービスの契約単価により負担金額を算定する」、とありますが、利用者にとって公平な負担金の設定と、わかりやすい丁寧な説明が必要と考えます。 (理由) 注釈にもあるように、従来の電話の契約と異なり、ブロードバンドサービスの契約形態はさまざまであり、集合住宅向けサービス、法人向けサービスにおいては、契約数とエンドサービスユーザ数が必ずしも一致しない場合があります。また携帯電話においては各家庭において、家族数以上の複数の契約をしている場合もあり、1家庭での負担金額が従来のユニバーサルサービスと比べて高く感じられます。交付金について各負担対象者の受益の程度は利用者の数に比例するとの考え方であるのであれば、透明で公平な負担金額の算定と、利用者へ納得のいく説明が制度の維持に不可欠と思われまます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	負担金の算定に係る考え方の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。	無

### (交付金制度の中長期的な在り方)

61	意見) 「現状において、加入電話等は引き続き国民生活に不可欠なサービスであることから、今般の制度改正においては、現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度は存置した上で、別途、有線ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度を創設することが適当であるが、中長期的には、この点も含めて、見直す余地があると考えられる。その際は、特定のサービスの維持を目的とした現行のユニバーサルサービス交付金制度の仕組み自体を見直し、各種サービスの前提となる不可欠基盤(光ファイバ網等)の維持を目的とした新たな制度的枠組み(ユニバーサルアクセス)へと転換を図ることも、1つの選択肢であると考えられる。」との考え方に賛成します。 理由)	いわゆるユニバーサルアクセスへの転換については、中長期的な課題として引き続き検討を行って参ります。	無
----	---	---	---

	<p>今後も通信技術は大きく変化していくことが予想され、無線ブロードバンドにおいても、5G～6Gへと変化していくとされています。そうした中においては、近い将来、加入電話や有線ブロードバンドの役割も変化していくことも考えられますので、中長期的な視野を持って、時代によって大きな見直しを行うことについても、記載されている方がよいと考えます。</p> <p>また、今後大きな見直しが行われることがあった場合には、国民(利用者)に負担が偏ることのないよう、制度の検討において国民(利用者)の声を聞きながら慎重に行ってください。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国消費者団体連絡会】</p>		
62	<p>・将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体(電気・水道・交通等)の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。その際、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G等の無線技術はもちろん、衛星コンステレーション等の新しい技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。</p> <p>・仮に、中長期的な課題として、ユニバーサルアクセスへの転換を検討していく場合は、今般の整理と同様、特定の事業者による整備・維持の責務を課すのではなく、最も効率的に整備・維持が可能な事業者が任意にその提供を担うことで、国民全体の負担額を抑制することが適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>いわゆるユニバーサルアクセスへの転換については、中長期的な課題として引き続き検討を行って参ります。</p>	無
63	<p>ユニバーサルアクセスへの転換を検討する場合、改めて交付金制度の目的を整理した上で、対象サービスや負担対象者等を検討いただき、競争原理が機能している市場に影響を及ぼすことのないよう慎重に議論いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>いわゆるユニバーサルアクセスへの転換については、中長期的な課題として引き続き検討を行って参ります。</p>	無

## ■【補論 1】いわゆるラストリゾート事業者に期待される役割

6 4	<p>ブロードバンドサービスの維持等の方策については、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者にサービス提供の責務を負わせるのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担うことにより、国民全体の負担額が抑制されることから、「NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではない」との整理に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>	無
6 5	<p>これまでの議論において、ラストリゾート事業者とされる事業者は明確に定義されていないことに加え、法律上どの事業者もラストリゾート事業者としての義務は課されることはなく、また、今後議論が進んだ場合においても、都市部を中心にブロードバンドサービスを提供している当社等の都市型 CATV 事業者は対象とはならないものと理解しております。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	<p>今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>その一方、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者（例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者）に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当であると考えます。</p>	無
6 6	<p>政府は、デジタル社会形成基本法において「全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現」を基本理念として掲げるとともに、デジタル田園都市国家構想において、条件不利地域における居住世帯向け光ファイバ整備を支援することで、2030年までに99.9%の世帯をカバーする方向性を示しました。</p> <p>こうした国家構想と並行する形で、今般、有線ブロードバンドサービス（FTTH 及び CATV インターネットのうち HFC 方式）を「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付け、有線ブロードバンドサービスについても、不採算地域における基礎的電気通信役務の安定的な提供を確保するための交付金制度が創設されることとなりました。</p> <p>新たな交付金制度は、不採算地域におけるサービスの安定的な提供確保を目的とするだけでなく、「有線ブロードバンド未整備地域の解消促進」と「公設公営・公設民営から民設民営への転換促進」もその副次的な目的とし、まさにデジタル田園都市国家構想の方向性にも合致する目的となっております。</p> <p>一方、本交付金制度においては、交付金による支援を受けた事業者がなおも財政困難でやむを得ず撤退する場合のセーフティネットであるラストリゾート責務の制度的担保がないため、当該地域における国民・利用者に対する有線ブロードバンドサービスの提供が確保されず、政策目標である99.9%の世帯カバーの実現に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>「テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタル技術のメリットを、全ての国民が、地理的な制約等に関わらず享受できる環境を実現」するためには、ラストリゾート責務の制度化が必要不可欠であることから、今回の交付金制度の創設とあわせてラストリゾート責務についても制度化すべきと考えます。</p>	<p>現在のNTT法第3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として、否定されるものではありません。</p> <p>しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現状において、加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること</li> <li>② NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること</li> </ol> <p>を踏まえると、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>その一方、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者（例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者）に対し、不採算地</p>	無



	<p>ただし、ラストリゾート責務については、事業者に対して強制力を伴う役務提供義務を課し、経営の自由度を奪うことにもなることから、極めて特別な地位にある事業者のみが担い得るものと考えます。この観点からは、全国規模の局舎や管路・とう道等の線路敷設基盤を保有し、政府出資の特殊法人として特別な責務を負うNTT東・西が、ラストリゾート事業者として最もふさわしく、NTT法によってラストリゾート責務を担保することが必要と考えます。</p> <p>仮にNTT法の「あまねく提供義務」としてラストリゾート責務の制度化を行わないにしても、少なくとも、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者に対して求める不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供計画の公表について、NTT東・西が該当する場合には、NTT法第12条で規定される事業計画の対象として総務大臣の認可事項とすることで、国民・利用者に対する有線ブロードバンドサービスの提供確保に寄与するとともに、政策目標である99.9%の世帯カバーの実現にもつながるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当であると考えます。</p>	
67	<p>・NTT東日本殿は東日本エリア、NTT西日本殿は西日本エリアの一体にまで設備を保有している全国事業者であり、全国大で見た場合のコストミニマムの観点や、行政コストの削減等に加え、本研究会において、NTT東西殿等が政府出資を受ける特殊法人であることに着目すべきという意見があったこと等を踏まえると、NTT東西殿等にラストリゾート事業者としての責務を担っていただくことも選択肢の1つとして引き続き検討されることが適当と考えます。</p> <p>・また国民の有限希少な財産である周波数を活用しているという観点から、無線ブロードバンドサービスによって代替することも選択肢の1つとして引き続き検討されることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>現在のNTT法第3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として、否定されるものではありません。</p> <p>しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現状において、加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること</li> <li>② NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること</li> </ol> <p>を踏まえると、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>その一方、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者(例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者)に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当であると考えます。</p>	無
68	<p>有線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務に位置付ける以上、国民生活に不可欠なサービスとしてあまねく日本全国における安定的な提供が求められるため、制度の趣旨を全うするためにはラストリゾートに関する考慮が必要です。この点、事業規模や能力、シェア等を考慮し、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT東西殿)に期待さ</p>	<p>現在のNTT法第3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを</p>	無

	<p>れる役割は大きいと考えます。実際、「日本電信電話株式会社等の令和3年度事業計画の認可」※(総務省 2021年3月31日)では、事業計画の実施において総務省殿も「光ファイバの整備等の先進的なブロードバンドネットワークの構築」を求めており、NTT東西殿についてはすでにブロードバンドネットワーク構築にあたり一定の役割が期待されている認識です。</p> <p>今般の制度改正により、有線ブロードバンド未整備地域の解消等を進めるにあたっては、有線ブロードバンドサービス事業者と政府との間の官民協定に加え、NTT東西殿に対しては日本電信電話株式会社等に関する法律における事業計画認可の枠組みを活用する等により、期待すべき役割を制度的に担保することが有効と考えます。</p> <p>※<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000403.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000403.html</a></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として、否定されるものではありません。</p> <p>しかしながら、</p> <p>① 現状において、加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること</p> <p>② NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること</p> <p>を踏まえると、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>その一方、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者(例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者)に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当であると考えます。</p>	
69	<p>NTTが固定電話のサービスを提供するにあたり構築した局舎、管路やとう道等は有線ブロードバンドでも活用できることや、固定電話網のIP移行を2024年に計画しており、固定と移動のコアが統一されることにより運用が効率化されることが想定されます。</p> <p>このような観点から、法的責務は課さないとしても、<b>政府と連携して未整備エリアの解消することについて、一定の責務を負わせることを要望します。</b></p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>現在のNTT法第3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として、否定されるものではありません。</p> <p>しかしながら、</p> <p>① 現状において、加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること</p> <p>② NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること</p> <p>を踏まえると、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>その一方、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、NTT東西やその</p>	無

		他の有線ブロードバンドサービス事業者(例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者)に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当であると考えます。	
70	<p>今回新たにユニバーサルサービスとして位置付けられる有線ブロードバンドサービスは、電電公社時代の公的独占の下で整備が進んだ電話とは異なり事業者間の競争を通じて整備がなされたものであるものの、主に以下の点でNTT東西殿は競争優位性を有しながらサービス展開を行ってきたところであり、結果として「電気通信事業報告規則に基づく令和2年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」※(総務省 2021年8月25日)においても、全ての都道府県で高い設備シェアを誇り、依然としてNTT東西殿は電気通信事業法上の市場支配的事業者として位置付けられています。</p> <p>※<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000737.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000737.html</a></p> <p>① 公社時代に全国に構築され継承した局舎・管路・とう道を他事業者が新規整備することは現実的ではなく、他事業者よりも安価かつ効率的に、全国的なFTTH整備が実現可能であったと考えられること。</p> <p>② NTT東西殿は個人宅向けアクセスに必要な空中線設備の為の電柱を所有し、NTT東西殿と電力系事業者との共用柱も存在していたこと。</p> <p>今般の制度改正における対応として、特定の事業者に対し有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは困難であることは理解するものの、本取りまとめ案で目指すところの実現を現実的に追求するのであれば、NTT東西殿の特殊性・公共性・競争優位性を十分考慮した制度設計が必要であり、本取りまとめ案においてその旨が明記されるべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b> 有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を進めていくためには、新たな交付金制度による支援も活用した上での、<b>公社時代の資産を承継し活用する特殊性・公共性・競争優位性を有する</b>NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者の協力が不可欠</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	御指摘の観点については、注釈において「民営化後に整備された有線ブロードバンドサービスのインフラも、電電公社から承継した局舎、管路、とう道等を利用して整備されたものであることを指摘する意見もあった。」と記載しているところです。	無
71	<p>・ラストリゾート事業者に期待される役割は、他事業者によるサービス提供が行われていない地域で補完的にサービスを提供することと示されています。この点、MNOによる5Gエリア展開向けの光ファイバ設備の提供義務を負うこととは解釈が異なると考えるため、拡大解釈とならないことが重要であると考えます。</p>	NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者(例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者)に対し、提出を求める不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画については、総務省において、他分野の例も参考にしつつ、引き続き検討を行うことを想定しています。	無

<p>・本取りまとめ案において、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表を求めることが適当であると示されたところ、その計画公表の制度上の位置付け等の在り方によっては、有線ブロードバンド事業者に対しラストリゾートへのサービス提供を法的に義務付けることに繋がるおそれがあると考えます。</p> <p>・この点、一般の民間企業に過度な法的義務を課すことは、事業者自身の自主的判断の余地を狭めるとともに合理的経営を損なう等、事業者の経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、例えば、計画の公表については基本的に任意とする等、事業者の自由な事業活動の観点にも、一定の配慮をいただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
---	--	--

## ■【補論2】放送ブロードバンドによる代替との関係

7 2	<p>・放送のブロードバンドによる代替との関係については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、本研究会の内容と整合するよう十分な連携を図ることは重要であると考えます。</p> <p>・また追加的に発生するコストについては、受益者が異なることを踏まえると、区分して整理することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、引き続き、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の事務局と十分な連携を図ってまいります。</p>	無
7 3	<p>放送のブロードバンド代替に要する費用が新たな交付金制度による支援の対象とはならないとの考え方に賛同します。</p> <p>ただし、ブロードバンドの代替えという趣旨ではなく、<u>交付金支援対象の事業者の回線を用いて、通信のみならず、放送も提供することは許容いただく等の柔軟な対応を要望</u>します。</p> <p>実際、CATV 事業者では通信に加え、放送(地上波/BSの再放送、コミチャン、多チャンネル)サービスを利用者に提供しています。公設公営から民間のCATV 事業者に譲渡された最近の事例等でも、トリプルプレイ(通信、電話、放送)のサービスを提供しています。また、技術的にも、FTTH であれば通信に使う波長と別の波長を使うことで(光ファイバの一芯を三波で利用する等)、HFC であれば通信の周波数帯域と別の周波数帯域を放送に割り当てることで、通信における帯域を十分確保しつつ、放送の提供が可能となりますので、<u>放送での利用も許容いただくことを要望</u>します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、引き続き、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の事務局と十分な連携を図ってまいります。</p>	無
7 4	<p>将来的に放送のブロードバンドによる代替を実現するために追加的なコストが発生した場合、今般の制度改正の対象となるブロードバンドにおける交付金制度での支援は困難なことから、当該コストは直接の受益者である放送事業者によって負担されるべきものとの考えに賛同いたします。</p> <p>同時に現在のブロードバンド利用において、その大部分を占めるOTT 事業者についても、負担を求めるべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、OTT 事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。</p>	無
7 5	<p>ブロードバンド基盤について、同時配信を行う性質を持った通信を行う場合はIPv6 マルチキャスト等、あるいはある事業者への配信とそこからの末端受信者が用いるVPN 回線への分配を用いるのが適切があると思われるが(こうするとマルチキャストを用いずに同時配信が可能であり、VPN 回線についての使用可否や接続状態などで、同時配信するコンテンツの受信の契約や使用・利用の有無・可否の調整・設定が行えると考えられる。)、ここでその視聴者の把握・通信管理に必要となるような通信事業者内設備については、確かに当該同時配信(放送、という表現になるのかもしれないが)を行う事業者が負担を行うべきであると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、引き続き、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の事務局と十分な連携を図ってまいります。</p>	無
7 6	<p>・放送のブロードバンドによる代替との関係に言及されました。さまざまな視点で議論をされる姿勢を好ましく思う一方で、幾つかの点で意見と要望がございます。</p>	<p>本研究会では、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供確保の在り方等について検討を行ったものであり、ブロードバンドサービスによる放送ネットワークの代替の具体的な在り方に</p>	無

	<p>・「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(以下:検討会)の議論が、研究会の提言と整合するのが重要と指摘されました。国のさまざまな政策が整合性を持つのは自然と考えます。しかし、研究会の提言が、検討会の自由な議論や結論を制約したり妨げたりするものであってはならないと考えます。</p> <p>・研究会ではBBサービスの用途として、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療と並んで、動画配信、OTTを挙げられました。加えて、BBサービスを放送ネットワークインフラの代替手段の可能性の一つとして言及しています。用途や手段の一つとして触れられるのであれば、動画配信事業者や放送事業者にも意見表明の機会を与えていただきたかったと考えます。</p> <p>・放送サービスを一方のサービスと位置づけ、双方向サービスと定義付けたテレワーク、遠隔教育、遠隔医療と異なるものと区分けされました。一方、構成員の意見では、将来、放送が一種のOTTサービスの一つとして提供される可能性にも触れられております。OTTサービスは双方向サービスであり、補論2における区分けにはさらなる議論が必要と考えます。</p> <p>・放送のブロードバンドによる代替の追加コストを、代替の直接の受益者である放送事業者等によって負担されるべきと記述されました。その次項目には、放送のブロードバンド代替が実現した場合、有線ブロードバンドサービス提供事業者の収入が増加し、結果として交付金の総額減少につながる可能性があるとして指摘されました。2つの項目を合読すると、放送事業者の負担コストを交付金の補填財源に位置付けたとも読み取れかねません。構成員の意見で、交付金の対象となるBBサービスと放送のBB代替を別サービスと言及しているにも関わらず、放送のBB代替に伴うBBサービス提供事業者の収支改善効果と同じテーブルで論ずるのは無理があると考えます。</p> <p>・P15～P16の脚注32で、OTT事業者が受益者として費用を負担する可能性を今後の検討事項としました。一方、P28で放送事業者等によって負担されるべきものと結論付けたのは、整合性を欠くものであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京】</p>	<p>については「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において検討が行われるものと承知しています。</p> <p>一般に、有線ブロードバンドを通じて提供されるサービスには、テレワーク、遠隔医療、遠隔教育等の双方向サービスと、動画視聴のような一方サービスがあります。</p> <p>前者の双方向サービスに着目した場合、不採算地域でサービスが利用可能となることは、都市部を含む他地域の利用者に受益をもたらします。</p> <p>これに対し、後者の一方サービスに着目した場合、不採算地域でサービスが利用可能となることは、他地域の利用者には受益をもたらしません。サービスの利用可能者数が増加することは事実であるため、サービスの提供事業者(OTT事業者)に受益をもたらします。</p> <p>このような理由から、最終報告【案】では、</p> <p>① 放送のような一方サービスを不採算地域で提供するためのコストを、他地域の利用者に転嫁することはできないが、</p> <p>② 不採算地域で有線ブロードバンドを提供していくためのコスト負担を、OTT事業者に対して求めていくことは、中長期的な課題としては、あり得ると整理しているものです。</p>	
77	<p>上記の記述(P28)に関してですが、2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方(令和3年10月12日資料)からの観点と、情報通信行政に対する若手からの提言(令和3年9月3日資料)内容等も可能な限り参考にして、将来に向け下記のような具体的な施策例や、より幅広い観点から見たブロードバンドによる代替効果も加えた方が、ブロードバンド基盤の更なる普及/強化や、効果的な交付金制度の継続・運用等に繋がると考えます。</p> <p>----- (追記案) -----</p> <p><input type="checkbox"/> また難視聴地域等、既にブロードバンドによる代替が実現している地域に関しては、2030年頃を見据えた情報通信政策の先行/試行モデル地域として、個々の地域の実情を踏まえながら Society5.0 実現の視点で経済発展と社会的課題の解決を両立するような「DX サービス」(例:遠隔医療、介護支援、テレワーク、遠隔教育等の高度化された社会的サービス)、更には「通信」を積極的に活用し提供コンテンツの付加価値を高める「放送 DX」(例:視聴デー</p>	<p>「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、デジタル時代における放送の将来像や放送制度の在り方について検討を行っている途上であると承知しています。</p> <p>頂いた御意見も踏まえ、引き続き、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の事務局と十分な連携を図ってまいります。</p>	無

タや視聴者反応に基づくコンテンツのレコメンドや制作へ反映等の高度化された放送／コンテンツ提供サービス)の推進等、情報通信産業の国際競争力強化、および地域貢献／活性化等を図るような施策も重要であり、その場合にはブロードバンド基盤の更なる普及／強化だけでなく、放送のブロードバンドによる代替を促す効果も期待でき、交付金の総額の減少につながる可能性がある。

-----  
【個人】

## ■第3章 事業者に対する規律の在り方

### (基本的考え方)

78	<p>有線ブロードバンドサービスの提供事業者へ課せられる規律について、対応の必要性および重要性については理解しております。一方で、報告の頻度や報告を要する内容等については、事業者にとって過度な負担とならないよう、可能な限り必要最小限のものとなるようご配慮願います。 【株式会社エネルギア・コミュニケーションズ】</p>	<p>今般の制度改正において、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付ける場合、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、一定の規律を課すことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、有線ブロードバンドサービスと電話とでは、市場環境や技術的特性が大きく異なることから、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対して課す規律の具体的内容は、有線ブロードバンドサービスの特性を十分に踏まえたものとするのが適当であると考えます。</p> <p>事業者に対する規律の運用の在り方については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定していますが、その際には、競争中立性に十分留意しつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう留意して検討を行います。</p>	無
79	<p>・ブロードバンドサービスは、多様な事業者間で市場競争が行われており、そうした市場競争を通じた事業者の自主的な取組みにより、全国的なサービス提供が確保されているところであり、事業者への規律を必要最小限とするべきと考えます。</p> <p>・また、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付け、事業者に対し規律を課す場合は、事業者間の競争中立性を害することがないよう、特定の事業者に対してのみ過度な規律を課すのではなく、事業者間で公平な取扱いとすることが適当と考えます。 【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>今般の制度改正において、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付ける場合、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、一定の規律を課すことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、有線ブロードバンドサービスと電話とでは、市場環境や技術的特性が大きく異なることから、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対して課す規律の具体的内容は、有線ブロードバンドサービスの特性を十分に踏まえたものとするのが適当であると考えます。</p> <p>事業者に対する規律の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定していますが、その際には、競争中立性に十分留意しつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう留意して検討を行います。</p>	無
80	<p>・今般有線ブロードバンドサービス提供事業者に課される規律については、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、一定程度は必要であると理解いたします。</p> <p>一方で、その規律が事業者にとって過度な負担とならないよう留意が必要と考えます。例えば、業務区域の届出義務については、届出の頻度や内容は必要最低限に留めるよう要望いたします。</p>	<p>今般の制度改正において、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付ける場合、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、一定の規律を課すことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、有線ブロードバンドサービスと電話とでは、市場環境や技術的特性が大きく異なることから、有線ブロードバンドサービス</p>	無



	<p>・また御先事業者(コラボ光等)が提供するサービスは規律の適用対象外となると、同一地域で規律の対象となる事業者とならない事業者が存在することになるため、競争条件に不当な違いが生じないよう、留意が必要と考えます。この点総務省殿においては、今後も市場状況を注視いただき、公正な競争環境に歪みが生じている場合、制度変更も含め速やかに検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>を提供する事業者に対して課す規律の具体的内容は、有線ブロードバンドサービスの特性を十分に踏まえたものとするのが適当であると考えます。</p> <p>事業者に対する規律の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定していますが、その際には、競争中立性に十分留意しつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう留意して検討を行います。</p>	
8 1	<p>今般の制度改正において、ブロードバンドを提供する事業者に対し、契約約款等の新たな届出義務が課せられることとなります。</p> <p>都市部では複数事業者による厳しい競争が行われており、料金の高止まりも見受けられず、既に公平かつ安定的な供給が確保されていることから、都市部を含めたすべての事業者に対して一律に規制を課す必要性はなく、新たに義務を課すことには反対いたします。</p> <p>そのうえで、事業者に対する規律については、交付金対象となる事業者のみに課すことが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	<p>基礎的電気通信役務は、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務」であり、これを提供する電気通信事業者は、「その適切、公平かつ安定的な提供」に務めることが求められていることから、交付金による支援にかかわらず、規律を課すことが適当と考えます。</p> <p>事業者に対する規律の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定していますが、その際には、競争中立性に十分留意しつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう留意して検討を行います。</p>	無
8 2	<p>通常、競争によるサービスの提供を通じて利用者利益が確保されますが、独占的サービスである場合は、そのサービスを利用する以外の選択肢が無いことから、料金の低廉化やサービス品質の向上インセンティブが働かず、利用者利益の確保が困難となるため、料金の適正性や品質を担保する仕組みが必要となります。</p> <p>ブロードバンドサービスは、多種多様な主体によって提供され、競争を通じて、サービスの品質や速度等の提供条件の向上や、利用者料金の低廉化等が既に図られております。</p> <p>そのため、不採算地域でのブロードバンドサービスの提供を確保するという制度の趣旨を踏まえれば、競争地域のサービスに対してまでも一律に規律を課すことは、過剰な規制と考えます。特に、競争地域のブロードバンドサービスの料金に影響を与える規制は、課すべきではないと考えます。</p> <p>一方、制度による特別な支援を受けて提供されるサービスは、利用者にとって選択肢が無く利用するサービスであることから、その料金については、約款規制等の規律により利用者利益を確保する必要があると考えます。</p> <p>通常、競争によるサービスの提供を通じて利用者利益が確保されますが、独占的サービスである場合は、そのサービスを利用する以外の選択肢が無いことから、料金の低廉化やサービス品質の向上インセンティブが働かず、利用者利益の確保が困難となるため、料金の適正性や品質を担保する仕組みが必要となります。</p> <p>ブロードバンドサービスは、多種多様な主体によって提供され、競争を通じて、サービスの品質や速度等の提供条件の向上や、利用者料金の低廉化等が既に図られております。</p> <p>そのため、不採算地域でのブロードバンドサービスの提供を確保するという制度の趣旨を踏まえれば、競争地域のサービスに対してまでも一律に規律を課すことは、過剰な規制と考えます。特に、競争地域のブロードバンドサービスの料金に影響を与える規制は、課すべきではないと考えます。</p>	<p>今般の制度改正において、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付ける場合、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、一定の規律を課すことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、有線ブロードバンドサービスと電話とでは、市場環境や技術的特性が大きく異なることから、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対して課す規律の具体的内容は、有線ブロードバンドサービスの特性を十分に踏まえたものとするのが適当であると考えます。</p> <p>事業者に対する規律の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定していますが、その際には、競争中立性に十分留意しつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう留意して検討を行います。</p>	無

	<p>一方、制度による特別な支援を受けて提供されるサービスは、利用者にとって選択肢が無く利用するサービスであることから、その料金については、約款規制等の規律により利用者利益を確保する必要があると考えます。</p> <p>規律は必要最小限の範囲に限定すべきであり、具体的には、交付金による補填を受ける適格電気通信事業者に限定すべきと考えます。</p> <p>諸外国においても、ブロードバンドサービスに対する規制、特に都市部などの競争地域における規制は最小限とする考え方が一般的です。これは競争を通じて利用者利益は十分に確保されることが考えられるためです。</p> <p>そのため、主要な諸外国では、ブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービス制度において、競争地域でもつばらサービス提供を行うなど、基金からの支援を受けない事業者に対する規律が規定されている事例は見当たりません。</p> <p>なお、最終取りまとめ【案】には記載がありませんが、中間取りまとめにおいて明記されていた支援対象事業者に限定して規律を課すことに否定的な理由に対する弊社の考えは以下のとおりです。</p> <p>□ <b>競争によるサービス提供が見込まれない地域は変動することから、当該地域に限定して安定的に適切な規律を課すことは困難である</b></p> <p>提供事業者数の変動によって、競争によるサービス提供が見込まれない地域は変動するものの、提供事業者数の変動はせいぜい年単位で発生するものであり、また、提供事業者数が減少したことを原因として特定の地域において一時的に規律を課すことができなかったとしても、元々競争によりサービス提供されていたのであれば、その提供条件が適正でないおそれは限りなく低いものであり、消費者に大きな不利益をもたらすとは想定しにくいと考えます。</p> <p>□ <b>複数事業者が存在する地域においても、競争によって有線ブロードバンドサービスの適正な提供条件等が確保されているとは限らない</b></p> <p>競争地域においても独占的地域と同様に適正な提供条件が確保されていない可能性は限りなく低く、そのような極限的な事例をもって競争地域においても独占的地域と併せて一律に規制を課すのは、利用者利益の確保という目的に比して、過剰な規制だと考えます。仮に競争地域でも規制を課すのであれば、適正な提供条件が確保されていないことを検証・立証すべきであり、検証もなく「適正な提供条件等が確保されているとは限らない」ということを理由に一律に規制を課すことは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
--	---	--

**(契約約款の作成・届出義務等)**

83	<p>“契約約款の届出義務を支援対象事業者に限定した場合においても、以下の考えにより、公平性および競争条件の均等性を確保できると考えられるため、すべての基礎的電気通信役務提供事業者に対し、一律に規律を課すことは不要だと考えます。</p> <p>＜対象区域における公平性確保＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象事業者からの届出契約約款を確認することにより、支援対象区域とその他区域に不合理な差異を設けて公平性を欠いてないか確認することは可能であると考えられること</li> </ul>	<p>基礎的電気通信役務は、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務」であり、これを提供する電気通信事業者は、「その適切、公平かつ安定的な提供」に務めることが求められていることから、交付金による支援にかかわらず、規律を課すことが適当と考えます。</p> <p>事業者に対する規律の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています</p>	無
----	--	---	---

	<p>&lt;非対象区域における競争条件の均等性確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的電気通信役務提供事業者に届出義務が課された場合でも、届出義務が課されないとされる卸電気通信役務提供事業者との間においては、競争条件の均等性は確保されているとみなされることから、同様に、支援対象事業者に対して届出義務が課されたとした場合でも、非対象事業者との間には競争条件の均等性は確保されているとみなすことができること</li> <li>・通信事業者の契約約款については、一般的に、提供区域毎で分けて作成されるものでないことから、非対象区域における競争条件の均等性に影響はないと考えられること”</li> </ul> <p>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>が、その際には、競争中立性に十分留意しつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう留意して検討を行います。</p>	
<b>(技術基準適合維持義務等)</b>			
84	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンドの通信速度は、アクセス回線だけでなく、エンドユーザの利用環境やISP 区間の通信回線、海外設置を含むアプリケーションサービス事業者のサーバ処理能力等により、大きく変動するものであることから、名目速度をベースとせざるを得ないものと考えます。</li> <li>・また、実効速度の品質測定手法の確立に向けた議論に際しては、名目速度と実効速度が乖離すること自体を問題にすることは適切ではなく、規格上の最大帯域を複数ユーザで共用することで低廉な料金を実現してきたベストエフォート型のブロードバンドサービスの特性を踏まえた検討とすると必要があると考えます。</li> </ul> <p>【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用を可能にするという観点から、例えば、「上り・下りの名目速度 30Mbps 以上」としているところですが、実際の数値は、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくを想定しています。</p>	無
85	<p>確保すべき通信速度として名目速度をベースとすることに賛同します。ユニバーサルサービスとして規定される対象がブロードバンドアクセス回線であるのに対し、実効速度に影響を及ぼすのは端末性能、家庭内ネットワーク、集合住宅内のネットワーク、ISP ネットワーク、利用するサービスのサーバーなどの状況等様々な要素が存在することから、実効速度を対象とすることは困難と考えます。</p> <p>どの程度の乖離を大きなものとするかによりますが、時間帯等によってはベストエフォート回線ではある程度、例えば名目速度に比べて 10 倍程度の乖離は普通に存在することから、今後の議論においてその点だけをもって名目速度をベースとすることに否定的になるべきではないと考えます。</p> <p>インターネットの性質から、速度は常に速くなったり遅くなったりする「ゆらぎ」が存在します。しかしこれによって通常は動画の再生は途切れないようアプリケーション側でバッファリングするなどの対処が行われています。ですから、安定的の意味として、その水準を下回ってはならないと解釈されることが無いようお願いします。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用を可能にするという観点から、例えば、「上り・下りの名目速度 30Mbps 以上」としているところですが、実際の数値は、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくを想定しています。</p>	無
86	<p>具体的な名目速度の数値の例として、「上り・下りとも 30Mbps 以上」と記載されておりますが、本件の具体的な速度については研究会の場で、必ずしも十分な議論がなされているとは思えません。</p> <p>有識者からも「FTTH と異なり、HFC の場合、上りは下りほどのスピードが出ないことが多い。HFC の上りの名目速度については一定の配慮をしてもよいかもしれない。」とコメントされており、CATV の技術仕様として、通信速度における上りと下りが非対象である HFC の特性を考慮</p>	<p>テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用を可能にするという観点から、例えば、「上り・下りの名目速度 30Mbps 以上」としているところですが、実際の数値は、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくを想定しています。</p>	無

	<p>いただき、かつ現状の「固定系超高速ブロードバンド」の定義において上りの速度が規定されていないことから、下りの名目速度のみを対象としていただくよう要望いたします。</p> <p>品質基準として、名目速度が掲げられておりますが、ブロードバンドの特性として、お客様の宅内環境の影響を受けるという点から、規定点は事業者の責任分界点の範囲である保安器における名目速度とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>		
87	<p>中小規模の事業者にとって、電話用設備に課されている技術基準や速度以外の品質の測定への対応が難しい場合があります、これらを規律の対象外とすることには賛同します。</p> <p>一方、CATV 事業者において名目速度の上りが下りより低く設定されている場合があります。実際、FTTH 30 メガコース(下り最大 30Mbps/上り 10Mbps)、HFC 40M コース(下り最大 40Mbps/上り 2Mbps)などを提供している事例があります。</p> <p>実際の数値は新制度の施行までの間に検討することですが、制度内容を検討する際には、<u>上記のサービス提供の実態を勘案して検討いただくことを要望</u>します。</p> <p>具体的には、サービス提供の実態を考慮しつつ、テレワークなどで実際に必要な上り・下り帯域等を算出し、最低限確保すべき帯域を検討することを想定します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用を可能にするという観点から、例えば、「上り・下りの名目速度 30Mbps 以上」としているところですが、実際の数値は、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>	無
88	<p>3-2-4 (2)の最終項目にて、「名目速度」という言葉がある。</p> <p>電気通信の業界では一般的な言葉の可能性はあるが、サービス事業者から一般利用者への説明や広告では聞きなれない言葉に思える。</p> <p>注釈ないし文中にて「サービスが提供する通信規格上の理論値である名目速度」のように一般的な言葉を交えて記載いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>名目速度とは、サービスが提供する理論上の速度のことをいいます。</p>	無
89	<p>基準設定を間違えると競争力が低下する。例えば自動車産業では厳しい燃費規制や排ガス規制は当初実現できないとされていたが、日本企業の創意工夫により実現され、産業競争力となった。今後世界中で BB 化が進むが、ユーザー目線の規定が困難でも方針設定が重要となる。日本はユビキタスの概念を打ち出し、いつでも (8760 時間) どこでも (都市、地方によらず) 適正なネット環境 (10Mbps) を興じることが目指している。(利用者が望む、世界の一步先を行く制度を作ることが競争力の観点で重要)</p> <p>8760時間いつでもテレワークや遠隔授業などに適切な通信環境の実現が期待される。通信品質は実行速度以外に遅延時間、ジッター、パケットロスなどいくつかの要素があり、これらは“遅延時間”等“の記載となっており、技術進展の観点からは遅延時間、ジッター、パケットロス等として明記することで、実現にむけて注目される。このようなことを踏まえると、“56 遅延時間やジッター、パケットロス等の通信速度以外の品質基準については、現在、固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループで検証中である状況を踏まえると、今回の技術基準を設定しないことが適当である。”との記載が実情に即している。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>遅延時間、ジッター、パケットロス等の通信速度以外の品質基準については、有線ブロードバンドサービスである以上、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用を可能とする程度においては充たされていると考えられ、事業者規律を必要最小限とする観点から、今般の改正においては技術基準を設定しないことが適当と考えております。</p>	無
<b>(業務区域の登録・届出義務)</b>			

90	<p>交付金制度との整合性の観点から、行政がそれぞれの地域のサービス提供事業者の提供実態を確認するために、有線ブロードバンドサービス提供事業者に対しては町字単位で業務区域の登録・届出義務の設定が適当とされています。</p> <p>しかしながら、都市部など明らかに複数の事業者が競合する地域においては、そもそも交付金の対象地域にも該当しないため、町字単位での届出は不必要であると考えます。</p> <p>業務区域の登録・届出義務を町字単位で行うことについては、交付金対象地域でサービス提供を行う事業者のみに義務を課すことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	<p>現在において、有線ブロードバンドサービス提供事業者のサービス提供エリアの拡大・縮小は流動的であり、交付金による支援の対象となりうる町字(＝一者提供の町字)を行政において適正に補足・特定するため、都市部・地方部を問わず町字単位で業務区域の登録・届出義務を設定することが適当と考えます。</p> <p>具体的な制度の運用は、審議会等のオープンな場で改めて検討していくを想定しています。</p>	無
91	<p>注記 61 にあるとおり、軽微な変更に対応するものについては、事業者負担の軽減の観点から、一定の緩和措置を設けることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、どのような緩和措置を講ずるかについては、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくを想定しています。</p>	無

## ■第4章 今後総務省において実施すべき事項

92	<p>本制度改正において、ブロードバンドサービス利用者には広く負担を求める結果となることから、具体的な負担水準の見込みについては、法案提出前のより早い段階で公表の上、利用者及び関係事業者にはできる限り早く認知される必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、交付金や負担金の試算額を速やかに公表します。</p>	無
93	<p>今後、制度の詳細の議論を進めるにあたっては、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、交付金や負担金の試算額を速やかに公表します。</p>	無
94	<p>制度運用開始にあたり、制度の趣旨・目的や国民全体の負担額等について、事業者はもとより国からの、国民・利用者に対する丁寧な周知・説明が必要になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、交付金や負担金の試算額を速やかに公表します。</p>	無
95	<p>意見)</p> <p>最終、「負担対象者であるブロードバンドサービス提供事業者が、負担を利用者(エンドユーザー)に転嫁するかどうかについては、各ブロードバンドサービス提供事業者の判断に委ねることが適当である」とされていますが、「p41 4-3 新たな交付金制度における交付金額等の試算」にて、「新たな交付金制度は、負担対象者であるブロードバンドサービス提供事業者が負担を利用者に転嫁した場合には、結果として、広くブロードバンドサービス利用者に対して一定の負担を求めるものとなる」「このため、今般の制度改正の可否を国民やその代表である国会が最終的に評価する上での資料として、新たな交付金制度を創設した場合に見込まれる交付金額の総額と利用者1人当たりの負担額を試算し、本研究会に対して報告するとともに、法案提出までのしかるべき時期において、公表すべきである。」とあるように、ブロードバンドサービス提供事業者任せではなく、予め試算を尽くしたうえで、負担をすることとなる国民(利用者)に広く丁寧な説明が必要だと考えます。</p> <p>理由)</p> <p>交付金の透明性・公平性・納得性の観点から、国が国民(利用者)に広く丁寧に説明をする必要があると考えます。また、負担する額についても、高止まりにならないよう、状況を見ながら柔軟に変更できるようにしていく必要もあります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国消費者団体連絡会】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、交付金や負担金の試算額を速やかに公表します。</p> <p>また、負担額については、状況を踏まえ、定期的に見直すことを想定しています。</p>	無
96	<p>有線ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化は、Society5.0として定義される働き方や暮らしの実現や新型コロナウイルス感染症への効果的な対処等、日本国全体または全ての国民の利便性向上や経済活動の持続的維持を実現するために有益な取り組みとされて検討されたものであり、新政権のデジタル田園都市国家構想においても重要な取り組みと位置付けられるものとの認識です。</p> <p>したがって、国会審議にあたっては、新たな交付金制度を創設した場合に見込まれる交付金額の総額と利用者1人当たりの負担額の試算の大小のみで本制度改正の可否が判断されないよう、得られる効果(制度の意義)や負担が必要な理由(制度導入の背景)の詳細等についてもあわせて報告されるべきと考えます。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、交付金や負担金の試算額だけでなく、交付金制度により得られる効果等についてもあわせて説明してまいります。</p>	無



## ■その他

<p>97</p>	<p>未だに FTTH が地域の CATV 事業者による 100Mbps クラスの回線以外整備されていない地域の住民です。 また、PC やスマートフォンの重要なアップデートのパッチが数百 MB を超え、オンラインでの会議などで通信量が大きくなっている現状、ベストエフォートでの 100Mbps は既にナローバンドであるという前提での意見です。</p> <p>回線網の整備は事業者以上に地方公共団体の意識が重要であると感じています。 私が住む土地のインターネット回線の環境については問題があると常々考えており、NTT 西日本にも問い合わせるなどして格差があることを認識してもらえよう行動してきました。 covid19 の流行にあわせてリモートワーク環境整備などのためのネットワークインフラについての補助金の交付が発表され、ようやく整備が始まるだろうかと期待していましたが、私の住む市では昨年从今年まで少なくとも NTT の 1Gbps クラスの回線の提供エリアが拡大されていません。 また、電力会社の回線網も同様です。</p> <p>市長か市の情報関係の担当者かは判りませんが、現状の 100Mbps クラスの CATV 回線で十分という認識が根強いのか、補助金交付にあたっての事業者の募集もケーブルテレビを前提としたようなものでした。</p> <p>田舎だからでは言い訳にならず、むしろ田舎だからこそ速く安定した回線が必要になる昨今で現状を変えるには、単に補助金の交付を決定する、予算を確保する、だけではなく高速回線の必要性を地方自治体に理解してもらうための制度設計も必要ではないかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>98</p>	<p>有線のブロードバンドサービスということだなあ。(3Pから) 未整備エリアが7万世帯。FTTHでも17万世帯ということだなあ。そこで言いたいのはこうした地域は高齢者が多い。それでもする意味をなあ。 ただ、1世帯とか2世帯だけというのではなあ。同時にCATV事業者をうまく使えんかなあ。光回線で運んで短い同軸ケーブルで早い速度が出ないかと思ってなあ。それに光回線の多くは既に携帯電話回線が全世帯までなあ。そこで光回線をうまく使いそこから同軸ケーブルにする。 私は固定電話用メタリックケーブルを早く辞めて、CATV事業者が固定電話だけではなく、CATV事業もすればメタリックケーブルは不要になるからなあ。 新たな負担をできるだけ減らすためになあ。総務省の所管ではないが、電力線をかん路やとう道に入れてNTTに電力事業をすることで新たな利益確保と電力事業の活性化をなあ。 この30年日本はうまく行ってない。バブル崩壊後失われた30年と云われているが、なぜと云われたら、多くの要因がある。デジタル化をうまく図れなかったこともあるが、金融機関もやられていたしなあ。 NTTもあんまり規制を減らしてなあ。特に電力事業等を奨励するという意味でなあ。 1990年代の電力業界は割と設備投資をした。その後に電力消費が増えなくなりなあ。そこに襲ったのが東日本大震災。これにより原発事故も起きてなあ。</p>	<p>頂いた御意見は、参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>



1000年に一回の震災では通信機能もうまくできなかった。あれから10年以上が過ぎて携帯電話や光回線で世帯単位でも複数の通信網を持てば、災害時にも通信できる可能性は高まる。そういう意味では意味があるのではないかと思う。

お年寄りも安全にということではCATVを安くなあ。今はテレビを見る世代はお年寄りだけになあ。若い世代はYouTubeやAmazonプライムでなあ。毎月500円支払うとかなりの番組がなあ。お年寄りはこういうことは知らないからテレビを見ているだけ。

それはそれでも救済しないとなあ。それと光回線なら安くなあ。高いと必要ない人だから使わない。私の家では愛媛CATVの2860円の100Mbpsの光ファイバー回線を使っている。

光回線もこの程度の値段でなあ。普通の家では1Gbpsとかは不要だと思うし値段も高いからなあ。(3pを中心読ましてもらった感想だなあ。)

ほぼ全面的に賛成だなあ。なぜと云われたら過疎地振興ということだなあ。

ほぼ無線回線(携帯電話網)は人のいる部分は終わった。これからは光ファイバーケーブルを過疎地の全域になあ。

これは役所の在り方とも絡む。地方総合通信局が各地にあるが、無線という分野で仕事がなくなりつつある。今の無線局の99%は携帯電話だからなあ。

そこで新たな仕事がああ。それには光ファイバーケーブルを全国津々浦々まで敷設できる体制整備をなあ。その上で同軸ケーブルを使ったCATVをということになる。

手足となる地方総合通信局を何とかしないとなあ。そのためにはお金ということになあ。

無線は電波利用料の700億円程度でそれ以上は無理だなあ。それ以上にするには電波の入札制とかいう話になあ。その問題点は携帯電話料金が値上がりしないとかいう問題だなあ。いずれにしても最後は国民からお金と取るということになるが、国民の賃金はこの30年上がっていない。

5Gの用途は普通の人には車の自動運転くらいしかない。6Gのミリ波をどのくらい使うかもなあ。用途がないものはなあ。普通の人には4Gで充分だからなあ。

その点光ファイバーはNTTがIOWN構想を言い出しているからお金も取りやすい。それを応援するという名目でなあ。過疎地ももう少し広くなあ。

固定電話の完全光ファイバー化を目指させるということでメタリックケーブルを辞めさせて、とう道や管路を空け、そこに強電用のケーブルを入れて、再生エネルギーを伝送するということだなあ。

これにより耕作放棄地等には太陽光発電を導入して、再生エネルギーをなあ。これを病院等に送り、電話局には蓄電池を置いてなあ。NTTなら対電力会社ということが出来る。

NTTも通信分野を電力会社に取られた部分もあるから対等で、電力会社もNTTを相手なら動かざる得なくなる。

一般家庭や会社の光ファイバー回線を安くなあ。特に固定電話しかない家は固定電話料金と同じでなあ。これが100Mbpsの光回線かなあ。

これにWi-Fi機能を付けたらそのお金ももらえる程度でなあ。

過疎地に移住しても仕事ができる環境をなあ。土日や午後5時以降は農業に励める状態を作ることだなあ。これが目標ということになる。

本格的な低軌道衛星通信も始まり小型漁船も1WDSBの時代ではないということだなあ。そうした時代を役所から作ることをなあ。

(一部省略(事務局注))

それでブロードバンド基盤の新たな交付金制度の金額だなぁ。今の電波利用料程度が最終目標となる。電波利用料はもう上げられんからなぁ。最初は安くしてもよいが過疎地全体に広げていくということだなぁ。

都市部と過疎地を分けてなぁ。実は携帯電話を安くするためにもなぁ。携帯電話の基地局は赤字の地域でもしないとイケない。これも考え方も変えたらなぁ。

都市部は競争させる。過疎地は1社にしてしまう。ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天が契約者毎にお金をだして、1社にしたら安くできると思う。低軌道衛星があるからなぁ。

これなら儲かるところは競争して安くする。過疎地は競争を辞めてなぁ。これなら今の半分でも採算に合うと思うなぁ。

この有線(光ファイバー)版がブロードバンド基盤ということだなぁ。光ファイバーも可能な限り安くして、良いサービスを全国になぁ。

これも都市部は競争させて、過疎地は1社にして補助金もなぁ。私が思う値段は次のくらいだなぁ。光ファイバーの一般家庭までのサービスが始まり20年余り。そろそろ考えてもなぁ。

普通の家庭には100Mbpsの光ファイバー回線で充分だなぁ。対戦型のゲームとかする人は1Gbpsや10Gbpsもなぁ。

私の家の愛媛CATVが提供する100Mbpsの光ファイバー回線は月に2860円だなぁ。これくらいならなぁ。

また、固定電話も無線化か光ファイバー化してなぁ。固定電話だけ使う人は光ファイバー化の場合は付加価値も付ける。一人暮らしの老人にはポット等にセンサー付けて(新しく買う)、常に使っているかみてもらう。

使っていないと死んでいるかもしれんしなぁ。助けを求められるようにしておくということだなぁ。少なくとも郵便局等がなぁ。あるいは電気のスマートメーターとかなぁ。

こうしたものにもなぁ。孤独死は大きな問題だからなぁ。

こうした問題もある程度は解決できるようにと思ってなぁ。

目標は700億円かもう少し大きく1000億円位を目指すということになぁ。どの道お金をとって戻されるのも電気通信事業者やCATV事業者になるからなぁ。

NTTにはそうした意味で付加価値もなぁ。

NTTはIOWN構想をなぁ。細かいところはわからんが、光ファイバー化を進めるとともに多分、光ファイバーの二重化とかなぁ。それ以外にもあるようだが、これらは他の携帯電話事業者にも良いと思うしなぁ。

これとの整合性もとってとって欲しいと思ってなぁ。

【個人】